

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3.5%（税抜き）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）
- ・ 分配金を税引き後無手数料で再投資するコースはありません。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号
本店所在地	〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3-23-21
加入協会	日本証券業協会
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	22億8千万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月
連絡先	本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

（2014.3）

投資信託にかかる手数料とコストについて

購入時にかかる手数料

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても購入する口数によって異なる場合があります。

購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律3%（税抜き）の場合は、次のように計算します。

$$\begin{aligned}\text{購入金額} &= \text{購入口数} \times \text{約定日の基準価額} \\ \text{購入時手数料} &= \text{購入金額} \times 3\% + \text{消費税}\end{aligned}$$

<口数指定で申込の場合>

1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）の場合は

$$\begin{aligned}\text{購入金額} &= 1,000,000 \text{ 口} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) = 1,000,000 \text{ 円} \\ \text{購入時手数料} &= 1,000,000 \text{ 円} \times 3\% + \text{消費税} = 30,000 \text{ 円} + \text{消費税}\end{aligned}$$

となります。

<金額指定で申込の場合・一部の銘柄で取扱いを行います>

1,000,000 円購入時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）の場合は

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口})$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3\% + \text{消費税}$$

$$\text{お支払金額 } 1,000,000 \text{ 円} = \text{購入金額} + \text{購入時手数料}$$

購入金額と購入時手数料を合算して1,000,000円となるよう最大の購入口数を1口単位に計算して求めます。

従って、1,000,000円全額が投資信託の購入金額となるものではありません。

運用（保有）時にかかる手数料

投資信託の運用中は「信託報酬」が計算され資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

解約（換金）時にかかる手数料

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

<計算例：信託財産留保額が0.3%の場合>

例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）の場合は

$$\text{信託財産留保額} = 10,000 \text{ 円} \times 0.3\% = 30 \text{ 円}$$

$$\text{解約価額} = 10,000 \text{ 円} - 30 \text{ 円} = 9,970 \text{ 円(10,000 口当り)} \text{ となります。}$$

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とからない場合があります。かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。

僕もFX取引で
困ってるんだ。
どうしよう…。



投資信託の取引で
困ったわ。どうしたら
いいかしら。



株取引のトラブル、
どこに聞けば
いいんだろう？



ご相談は、「指定紛争解決機関」

証券・金融商品あっせん相談センター

フィンマック

証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC)は、

法律に基づく公的な団体が連携した紛争解決機関です。2011年4月、**特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関(金融庁指定)**としての業務を開始しました。

証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX等のトラブルを**公正・中立な立場で解決**を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます(預金、保険、商品先物取引などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません。)公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手続きの申立てを受け付けます(あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。)

詳しくはホームページへ

<http://www.finmac.or.jp>

FINMAC

検索



ご相談は
お気軽に!



フリーダイヤル

0120-64-5005

●月曜日～金曜日(祝日等を除く) ●午前9時～午後5時



03-3669-9833



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター



かいけつサポート

証券紛争解決サービス

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館



FINMAC(フィンマック)とは?

法律に基づく公的な団体が連携した新たな苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



ADR FINMACの特長は?

公正!

金融商品取引法^(※1)の指定・認定やADR促進法^(※2)に基づく認証を受け、**中立的立場**で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。
また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。

(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



迅速!

裁判では、かなり長い時間を要しますが、あっせんは**迅速**、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは損害賠償請求額に応じ、2千円から5万円をご負担していただきます。

身近!

あっせんは、お住まいのある**都道府県庁所在地**で行います。



どのように相談にのってくれるの?



ステップ 1



相談・苦情
無料

まずは、お電話ください。
中立・専門の相談員が応じます。

ステップ 2



あっせん申立金
2千円から5万円

あっせんの場合には、公正・
中立の立場の弁護士があっ
せん手続きを行います。

ステップ 3



通常1~3回程度の話し合いに
より、あっせんの成立(和解)、
打ち切りなど対応がなされます。

解決



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!

フリーダイヤル

0120-64-5005

(月~金曜日9:00~17:00 祝日等を除く)

<http://www.finmac.or.jp>

ヒューミント・エジプト株式オープン

愛称

ナイルのめぐみ

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書（交付目論見書）

（訂正事項分）

2014年9月9日

キャピタル アセットマネジメント株式会社

- この投資信託説明書（交付目論見書）により行なうヒューミント・エジプト株式オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年6月20日に関東財務局長に提出し、2014年6月21日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2014年9月9日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. 交付目論見書の訂正理由

2014年9月9日に有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、2014年6月21日付の交付目論見書（以下「原交付目論見書」といいます。）を新たな情報に訂正するものです。

（注）下線部は訂正部分を示します。

2. 訂正箇所および訂正事項

手続・手数料等

お申込みメモ（原交付目論見書5頁）

（前 略）

換金価額	換金申込受付日の翌営業日の <u>基準価額</u> とします。
------	---------------------------------

（後 略）

ファンドの費用・税金（原交付目論見書6頁）

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	お買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。 「自動継続投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。										
信託財産留保額	<u>ありません。</u>										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、<u>年1.026%（税抜0.95%）</u>の率を乗じた金額が運用管理費用（信託報酬）として毎日計算され、ファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>【運用管理報酬（信託報酬）の配分】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">当該ファンドの純資産総額に対して</td> <td style="text-align: center;"><u>年1.026%（税抜0.95%）</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内訳 (税抜)</td> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td style="text-align: center;"><u>年0.20%</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td style="text-align: center;">年0.70%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受託会社</td> <td style="text-align: center;">年0.05%</td> </tr> </table> <p>この他に当ファンドが投資対象とするコンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントに関する信託報酬相当額が年率概算0.90%±0.1%がかかります。</p>	当該ファンドの純資産総額に対して		<u>年1.026%（税抜0.95%）</u>	内訳 (税抜)	委託会社	<u>年0.20%</u>	販売会社	年0.70%	受託会社	年0.05%
当該ファンドの純資産総額に対して		<u>年1.026%（税抜0.95%）</u>									
内訳 (税抜)	委託会社	<u>年0.20%</u>									
	販売会社	年0.70%									
	受託会社	年0.05%									

（後 略）

ヒューミント・エジプト株式オープン 愛称 **ナイルのめぐみ**

追加型投信／海外／株式



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年1回	中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]



キャピタル アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第383号

設立年月日：2004年1月26日

資本金：280百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：21,354百万円

(資本金、運用純資産総額は2014年4月末日現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうヒューミント・エジプト株式オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年6月20日に関東財務局長に提出し、2014年6月21日にその届出の効力が生じております。

●ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

(照会先) キャピタル アセットマネジメント株式会社

■電話番号：03-5259-7401 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

■ホームページ：<http://www.capital-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

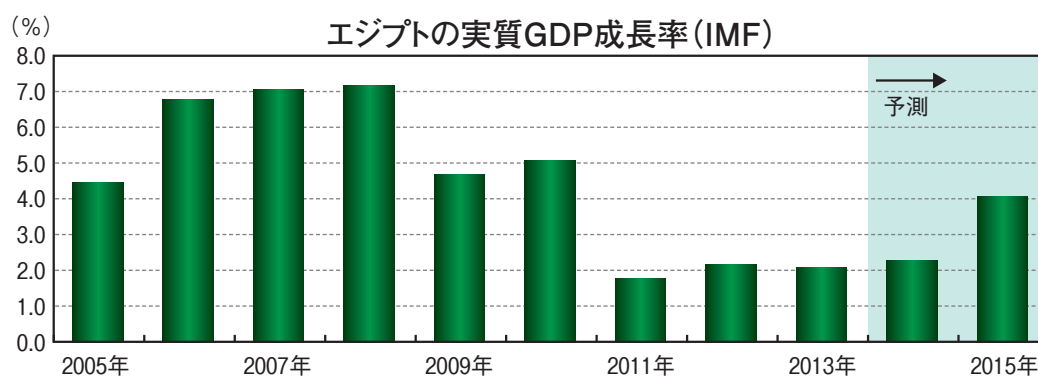
当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

ファンドの特色

1 多様な成長要因に支えられるエジプト株式へ投資します。

エネルギー輸出、観光、スエズ運河収入など成長要因が多様で、人口も増加傾向にあり、高い経済成長力を持つエジプトの株式に投資します。

【ご参考】 2011年初頭の政権変更後、経済成長は一時低迷しましたが、再び高い成長が予測されています。

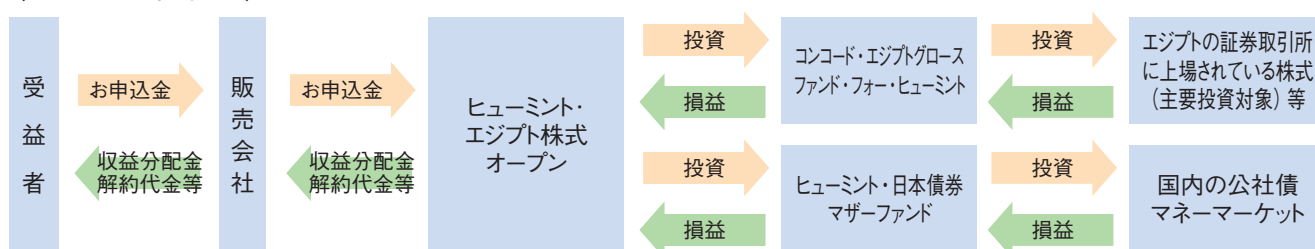


データ：IMF (World Economic Outlook 2014年4月)

2 ファンド・オブ・ファンズ方式を採用します。

当ファンドは、ファンドに投資する「ファンド・オブ・ファンズ方式」を採用し、実質的な運用は投資先ファンドで行なわれます。投資先ファンドは、エジプト証券取引所に上場する株式に投資する「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント(英国領バージン諸島籍円建外国投資法人)」と「ヒューミント・日本債券マザーファンド」です。

〈ファンドの仕組み〉



3 エジプト証券投資では独立系最大級の運用会社、コンコード社が運用します。

投資先ファンドである「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント」の運用は、コンコード・インターナショナル・インベストメンツ・エル・ピーが行ないます。同社は、ニューヨークを本拠とする投資顧問会社であり、中東・北アフリカ(MENA)地域の運用、特にエジプト証券投資に関しては独立系では最大級の資産運用会社です。

【コンコード社】

- ・ 1988年設立、米国証券取引委員会(SEC)登録インベストメント・マネジмент・カンパニー、ニューヨーク・カイロに運用拠点を持つ。
- ・ エジプトの社会保険年金基金、政府所有の4大銀行、政府所有最大手の保険会社などにより保有されるエジプト国内のクローズド・エンド・ファンド運用を担当

主な投資制限

- 株式への直接投資は行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

- 収益分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用は、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行なうことを基本とします。

追加的記載事項

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資対象投資信託証券	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針等	
コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント	エジプトの証券取引所に上場されている株式、およびこれに準ずるもの*	エジプトの証券取引所に上場されている株式、およびこれに準ずるもの*また、一部エジプトの公社債に投資することがあります。 ※ワラント(新株予約権付社債)、CB(転換社債)、DR(預託証券)等	
		信託報酬等	年率1%。その他の費用としてファンド設立費用、信託事務の処理に要する費用、お申込費用、有価証券売買委託手数料、監査費用等がかかります。(その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に、料率、上限等を示すことができません。)
		運用会社	コンコード・インターナショナル・インベストメンツ・エル・ピー
		事務管理会社	キャピタ・ファイナンシャル・アドミニストレイターズ(アイルランド)
		保管会社	香港上海銀行(エジプト)
		設定日	平成19年12月19日
ヒューミント・日本債券マザーファンド	わが国の公社債	わが国の公社債を主要投資対象とし、原則としてBBB格相当(格付けは原則として、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチレーティングス社、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。)以上の格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。 運用の委託会社：キャピタル アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 信託報酬はかかりません。	

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券を通じて株式などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。
 当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

主な変動要因

株式の価格変動リスク	当ファンドは、主に海外の株式に投資する投資信託証券に投資しますので、基準価額は、当該投資信託証券が組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
債券の価格変動リスク	当ファンドは、実質的に国内外の公社債を組入れることから、国内外の金利上昇により、債券価格が低下した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
為替市場の相場変動リスク(為替変動リスク)	当ファンドは、主に海外の株式に投資する投資信託証券に投資しますので、当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券の投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が円ベースで変動するリスクをいいます。外国為替相場は一般的に、外国為替市場の需給、各国の金利の変動および様々な国際的な要因により変動し、各国政府・中央銀行による介入や通貨管理その他の政策によっても変動することがあります。また、外国為替相場は短期的に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	外国証券へ投資する投資信託証券に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	株式、公社債および短期金融商品等の発行体が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該有価証券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるを得ないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

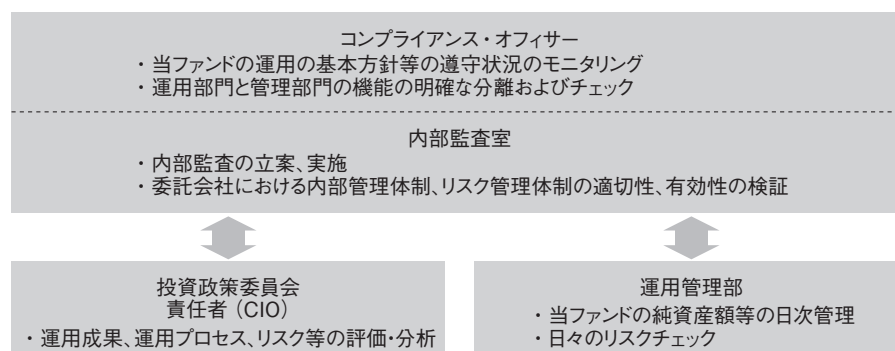
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

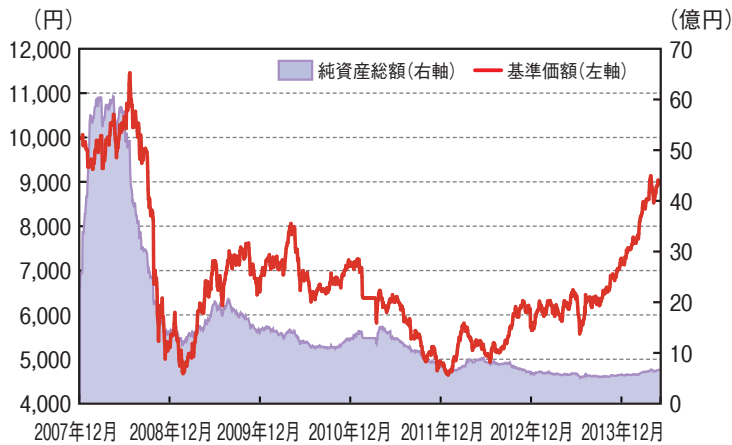
委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



※投資リスクに対する管理体制は2014年4月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

基準日：2014年4月30日

■基準価額、純資産の推移：2007年12月18日(設定日)～2014年4月30日



基準価額	8,954円
純資産総額	6.3億円

■分配の推移

期	決算日	分配金額
第3期	2010年 3月23日	0円
第4期	2011年 3月22日	0円
第5期	2012年 3月21日	0円
第6期	2013年 3月21日	0円
第7期	2014年 3月20日	0円
設定来累計		0円

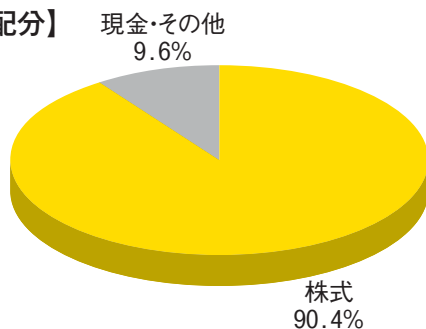
1万口あたり／税引き前

■資産の状況

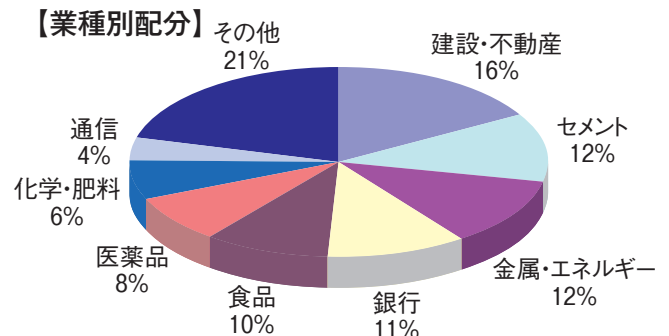
コンコード・エジプトグロスファンド・フォー・ヒューミント	70.5%
ヒューミント・日本債券マザーファンド	0.2%
現金・その他	29.3%
合計	100.0%

◎「コンコード・エジプトグロスファンド・フォー・ヒューミント」の運用状況

【資産配分】



【業種別配分】

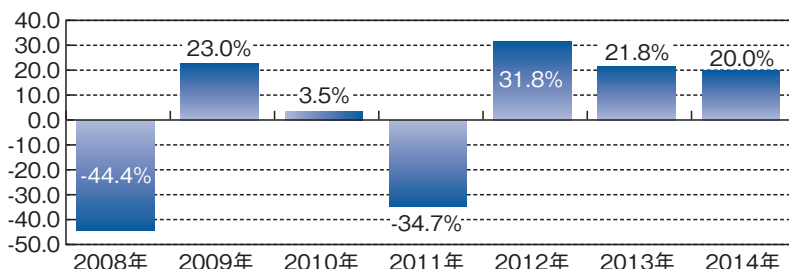


【組入れ上位10銘柄】

組入れ銘柄数：20銘柄

銘柄名	業種	投資比率
ビスコ・ミズル	食品	9.7%
ペイント・アンド・ケミカル・インダストリーズ(パキーン)	化学・肥料	6.5%
スエズ・セメント	セメント	6.2%
イースタン・タバコ	その他	5.8%
メディネット・ナスル・ハウジング	建設・不動産	5.7%
コマーシャル・インターナショナル・バンク	銀行	5.6%
クレディ・アグリコル・エジプト	銀行	5.6%
バイオニアズ・ホールディング	その他	5.5%
ヘリオボリス・ハウジング	建設・不動産	5.5%
エル・カーヒラ・ハウジング	建設・不動産	5.2%

■年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。
 ※2014年は、4月末までの騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1万円以上1円単位または1万口以上1口単位を最低単位として、販売会社が別に定める単位とします。
購入価額	申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
購入代金	原則として、購入申込受付日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社へお支払いください。 (なお、販売会社が別に定める場合には、その期日までにお支払下さい。)
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)を差し引いた金額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時まで、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入・換金 申込不可日	エジプトの証券取引所の休業日、エジプト、アイルランドおよびニューヨークの銀行休業日には、購入・換金申込は受けません。
購入の申込期間	2014年6月21日から2015年6月19日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、ファンドの有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口のご解約請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	2007年12月18日(設定日)から無期限です。
繰上償還	当ファンドは、受益権口数が5億口を下回る事となった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決算日	原則として毎年3月20日とします。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として、毎年3月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。
信託金の限度額	2,000億円
公告	電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.capital-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月のファンドの毎決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている投資者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	お買付申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円)に 3.24%(税抜3.0%) を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。 「自動継続投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。										
信託財産留保額	解約受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用(信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、年1.566%(税抜1.45%)の率を乗じた金額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、ファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>【運用管理費用(信託報酬)の配分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当該ファンドの純資産総額に対して</th> <th>年1.566%(税抜1.45%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年0.70%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.70%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>この他に当ファンドが投資対象とするコンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントに関しても信託報酬相当額が年率概算0.90%±0.1%がかかります。</p>	当該ファンドの純資産総額に対して		年1.566%(税抜1.45%)	内訳 (税抜)	委託会社	年0.70%	販売会社	年0.70%	受託会社	年0.05%
当該ファンドの純資産総額に対して		年1.566%(税抜1.45%)									
内訳 (税抜)	委託会社	年0.70%									
	販売会社	年0.70%									
	受託会社	年0.05%									
その他の費用・手数料	その他の費用として、ファンド設立費用、信託事務の処理に要する費用、お申込費用、有価証券売買委託手数料、監査費用等がかかります。なお、その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。										

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2014年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



*Capital Asset
Management*

キャピタル アセットマネジメント株式会社

ヒューミント・エジプト株式オープン

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書
(請求目論見書)
〈訂正事項分〉
2014. 9. 9

キャピタル アセットマネジメント株式会社

本文書は、金融商品取引法第 13 条に定める事項に関する内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)です。

本書により行うヒューミント・エジプト株式オープンの受益権の募集については、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第5条の規定により有価証券届出書を平成 26 年 6 月 20 日に関東財務局長に提出しており、平成 26 年 6 月 21 日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 26 年 9 月 9 日に関東財務局長に提出しております。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に海外の株式に投資する投資信託証券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券および当該投資信託証券に組入れた株式の動き・為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた投資信託証券および当該投資信託証券に組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により投資元本を割り込むことがあります。

したがって、当ファンドは**元本保証のある商品ではありません。**

信託財産に生じた利益および損失は、すべてご投資家の皆様に帰属します。

- 投資信託は、預貯金または保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

1. 投資信託説明書(請求目論見書)の訂正理由

2014年9月9日に有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、2014年6月21日付の投資信託説明書(請求目論見書)(以下「原請求目論見書」といいます。)を新たな情報に訂正するものです。

2. 訂正箇所および訂正事項

原請求目論見書の該当内容は、以下の内容に訂正いたします。下線部は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)に係る手数料は、徴収しません。

(3)【信託報酬等】

- ① 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.026% (税抜 0.95%)

信託報酬の配分は、次の通り(税抜)となります。

委託会社	販売会社	受託会社
<u>年0.20%</u>	年0.70%	年0.05%

なお、この他に当ファンドが投資対象とするコンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントに関する信託報酬相当額が年率概算0.90%±0.1%がかかります。また、その他の費用として、ファンド設立費用、信託事務の処理に要する費用、お申込費用、有価証券売買委託手数料、監査費用等がかかります。(その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。)

- ② 上記①の信託報酬額(年1.026%)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

(略)

第2【管理及び運営】

2【換金(解約)手続等】

(略)

- ③ 解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(略)

投資信託約款の変更に係る新旧対照表

追加型証券投資信託

ヒューミント・エジプト株式オープン

(平成26年9月9日)

新	旧
<p>(信託報酬の額および支弁の方法)</p> <p>第32条</p> <p>委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の95の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第37条</p> <p>④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。</p>	<p>(信託報酬の額および支弁の方法)</p> <p>第32条</p> <p>委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の145の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第37条</p> <p>④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p>

ヒューミント・エジプト株式オープン

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書
(請求目論見書)
2014. 6. 21

キャピタル アセットマネジメント株式会社

本文書は、金融商品取引法第 13 条に定める事項に関する内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)です。

本書により行うヒューミント・エジプト株式オープンの受益権の募集については、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第5条の規定により有価証券届出書を平成 26 年 6 月 20 日に関東財務局長に提出しており、平成 26 年 6 月 21 日にその効力が発生しております。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に海外の株式に投資する投資信託証券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券および当該投資信託証券に組入れた株式の動き・為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた投資信託証券および当該投資信託証券に組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により投資元本を割り込むことがあります。

したがって、当ファンドは**元本保証のある商品ではありません。**

信託財産に生じた利益および損失は、すべてご投資家の皆様に帰属します。

- 投資信託は、預貯金または保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	10
3 投資リスク	17
4 手数料等及び税金	20
5 運用状況	24
第2 管理及び運営	29
1 申込（販売）手続等	29
2 換金（解約）手続等	30
3 資産管理等の概要	32
4 受益者の権利等	35
第3 ファンドの経理状況	37
1 財務諸表	39
2 ファンドの現況	53
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	54
第三部 委託会社等の情報	56
第1 委託会社等の概況	56
1 委託会社等の概況	56
2 事業の内容及び営業の概況	57
3 委託会社等の経理状況	58
4 利害関係人との取引制限	91
5 その他	91
信託約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ヒューミント・エジプト株式オープン。ただし、愛称として「ナイルのめぐみ」という名称を用いることがあります。（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドの受益権は契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるキャピタル アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。以下同じ。）は含まれていません。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込の受付日の翌営業日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「一般コース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとし、（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「一般コース」「自動けいぞく投資コース」の取得申込みの中止および取り消しについては、後記「(12) その他②」をご参照下さい。

(6) 【申込単位】

申込単位は、1万円以上1円単位、または1万口以上1口単位とし、販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(7) 【申込期間】

平成26年6月21日から平成27年6月19日まで（継続申込期間）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ただし、継続申込期間中であってもエジプトの証券取引所の休業日、エジプト、アイルランドおよびニューヨークの銀行休業日（以下、「エジプト、アイルランドおよびニューヨークの休業日」といいます。）にあたる日は取得のお申込みの受付はできません。

(8) 【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込の取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込の取扱いを行わない場合があります。

申込取扱場所の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社の指定する期日までに、お申込代金を販売会社に支払うものとし、

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、当ファンドの受託者である三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）（受託会社が再信託をしている場合は再信託会社）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込み代金は、原則として、取得申込みの取扱を行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）においてお支払い下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は、次の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込みの方法

- ・受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。
- ・当ファンドには、収益の分配が行われる毎に収益分配金を受益者に支払う「一般コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、原則として無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款※」にしたがって契約を締結します。

※販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等※を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

- ・当ファンドの取得申込受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、エジプト、アイルランドおよびニューヨークの休業日を除きます。）の午後3時までに取得申込の受付が行われ、かつ、当該取得申込の受付に係る販売会社所定の手続きが完了したものを当日の取得申込の受付分として取り扱います。ただし、販売会社によっては午後3時より早い時刻をもって受付を締切ることがあります。

② 取得申込の受付の中止、既に受け付けた取得申込の受付の取り消し

- ・委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得のお申込を制限、停止または中止することおよび既に受け付けた取得のお申込みを取り消しさせていただくことがあります。

③ 申込不可日

- ・販売会社の営業日であっても、エジプト、アイルランドおよびニューヨークの休業日には、お申込みができません。なお、エジプトでは金曜日が休日であることから、金曜日には申込および解約請求はできません。また、エジプトの祝日については、イスラム暦に基づく祝日は毎年変動し、その直前まで祝日が確定しない場合があります。

④ 当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

- ◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の限度額は、2,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	投資形態
株式				
一般	年1回	グローバル	あり	ファミリーファンド
大型株	年2回	日本	()	
中小型株	年4回	北米		ファンド・
債券	年6回	欧州	なし	オブ・
一般	(隔月)	アジア		ファンズ
公債	年12回	オセアニア		
社債	(毎月)	中南米		
その他債券	日々	アフリカ		
クレジット	その他	中近東		
属性 ()	()	(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(株式))				
資産複合 ()				

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※当ファンドは投資信託証券への投資を通じて海外株式に投資しますので、表記上商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

投資対象資産	その他資産	目論見書または信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	中近東 (中東)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

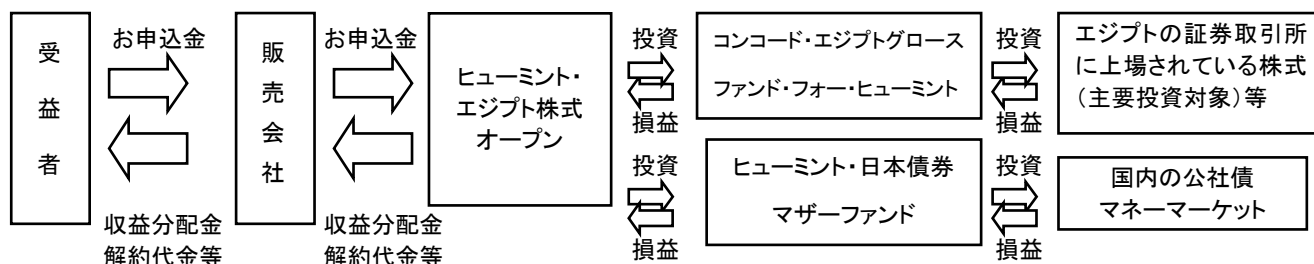
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<ファンドの特色>

1	ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。
---	--------------------------

◆「ヒューミント・エジプト株式オープン」は、エジプト株式への実質的な投資を行う「コンコード・エジプトグロスファンド・フォー・ヒューミント」（英国領バージン諸島籍円建外国投資法人）と「ヒューミント・日本債券マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズの形式をとります。



◆エジプト株式へ投資を行う「コンコード・エジプトグロスファンド・フォー・ヒューミント」（英国領バージン諸島籍円建外国投資法人）の運用は、米国のニューヨークおよびエジプトのカイロを運用拠点とするコンコード・インターナショナル・インベストメンツ・エル・ピーが行います。

コンコード・インターナショナル・インベストメンツ・エル・ピー

- 1988年設立、米国証券取引委員会（SEC）登録インベストメント・マネジメント・カンパニー、ニューヨーク・カイロに運用拠点を持つ。
- コンコード・エジプト・ファンドは、エジプトの有価証券に投資するUCITS指令*に基づくEU加盟国の所轄当局認可取得ファンド
 - ※UCITS（集団投資計画）指令とは、EUにおいて1985年制定され、公衆から集めた資金を、リスク分散の原則に基づいて、譲渡可能証券その他流動性の高い金融資産へ集団的に投資するUCITS（共同ファンド、ユニット・トラスト又は投資会社）を規定するもの
- エジプトの社会保険年金基金、政府所有の4大銀行、政府所有最大手の保険会社などにより保有されるエジプト国内のクローズド・エンド・ファンド運用を担当

2	主としてエジプト証券取引所（2008年にカイロ・アレキサンドリア証券取引所が統合され、名称が変わりました。）に上場されている株式（これに準ずるもの※を含みます。）に実質的な投資を行います。 ※ワラント（新株予約権付社債）、CB（転換社債）、DR（預託証書）等
---	--

(ご参考)

エジプト株式市場の現状

- ◆2011年初旬に発生した政変によりムバラク政権が崩壊、2012年6月の大統領選挙で穏健派イスラム原理主義であるムスリム同胞団の支持を受けたモルシ氏が大統領に選ばれました。翌2013年7月に再び政変が発生し、モルシ政権が崩壊しました。2011年以降の国内の混乱を受け、エジプト株式市場は、低迷していましたが、2013年の政変後は、新政権による経済政策への期待や湾岸諸国からの120億ドル相当の金融支援を受けたことから、株式市場は上昇基調になりました。モルシ元大統領を支持するムスリム同胞団の反発もあり、エジプト情勢は不安定な状況が続いていますが、エジプト経済の先行きや民政移管に対する期待の強さから、株式市場は堅調に推移しました。
- ◆エジプト証券取引所は中東・北アフリカ地域最大級の取引所。1883年設立のアレキサンドリア取引所、1903年設立のカイロ取引所を母体とする100年を超える歴史を誇る。
- ◆時価総額は2014年4月末現在、約4,780億エジプトポンド、1エジプトポンド=14.65円換算で、約7兆円。
- ◆公的機関として政府主導の下、公正で透明な取引の確保、投資家保護、迅速な情報開示などを目的とした各種法律を整備。
- ◆上場企業数の減少は、主に経営効率向上のための企業統合の増加を反映。
- ◆最新の電子取引システムの導入、外国人投資家による売買と資本利益の国外移転の自由化など取引所活性化のため、様々な対策を実施。

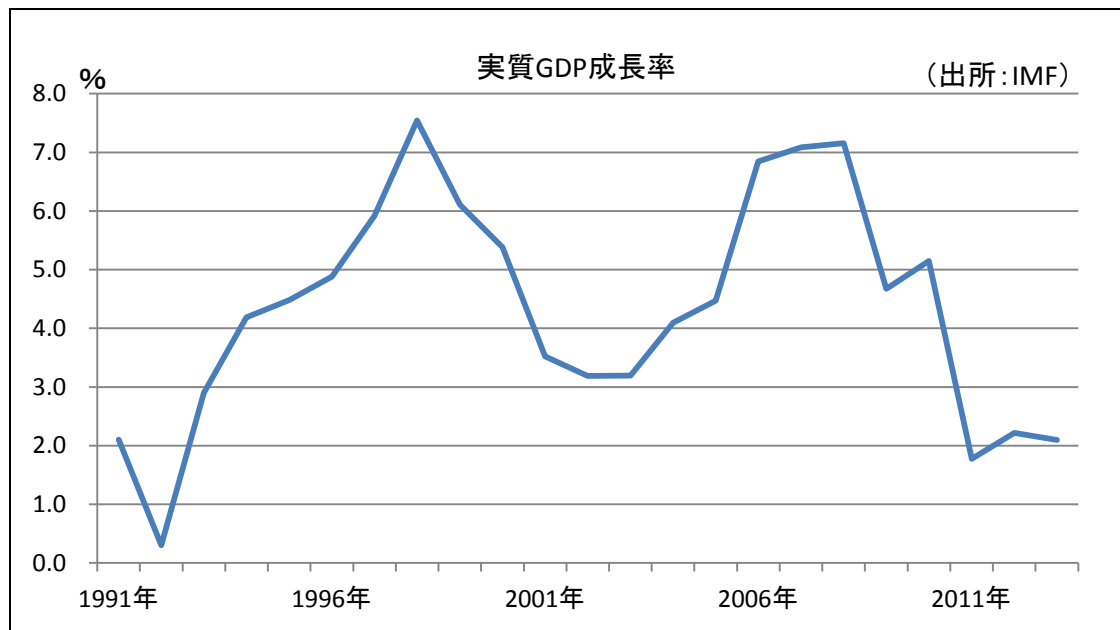
エジプト証券取引所 (1エジプトポンド=14.65円)

項目	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 1~4月
売買高	36,602	33,414	18,491	34,261	29,190	23,381
売買代金	448,260	321,360	148,224	184,986	161,886	98,626
平均月間売買代金	37,355	26,792	12,352	15,416	13,491	24,657
上場企業数	306	212	213	213	212	213
時価総額	500	488	294	376	427	478

出所：エジプト証券取引所

エジプト経済の成長率

- ◆IMFによる2014年の実質GDP成長率は+2.1%。2014年の実質GDP成長率予測は+2.3%、2015年の予測は+4.1%。
- ◆2013年6月末に反大統領デモが発展し、軍による実質上のクーデターによりモルシ政権は崩壊。一時、国内情勢が混乱したものの、湾岸諸国から120億ドル相当の金融支援を受け、国内経済の懸念材料だった準備不足が解消し、また、景気刺激策を行うことで経済は底を打ちつつあります。民政移管も順調に進んでおり、モルシ政権下で難航した憲法は、2014年1月に大きな混乱もなく承認され、5月に行われた大統領選挙では、元軍部のシシ氏が選ばれました。残された議会選挙も大きな混乱なく終わることができれば、エジプトの景気回復のスピードが増すと見られています。慢性的な経常収支赤字に加え、補助金政策により国の財政が圧迫していますが、新政権がどこまでエジプトの問題に取り組めるか注目されています。エジプトの経済改革うまくいけば、長期的には人口増加による消費の活発化、インフラ整備の進展等による恩恵を受けることができ、安定成長が期待されています。



エジプトの基本情報

基本データ	
国名	エジプト・アラブ共和国
首都	カイロ
政体	立憲共和制
宗教	イスラム教 (約90%)、コプト教他
主要言語	アラビア語 (公用語)
面積	100万1,494 km ²
人口	約 8,112万人
人種・民族	アラブ人の他少数のアルメニア人、ヌビア人、ギリシャ人等
通貨	エジプト・ポンド (LE)
独立	1922年2月28日

出所: 外務省、世界銀行

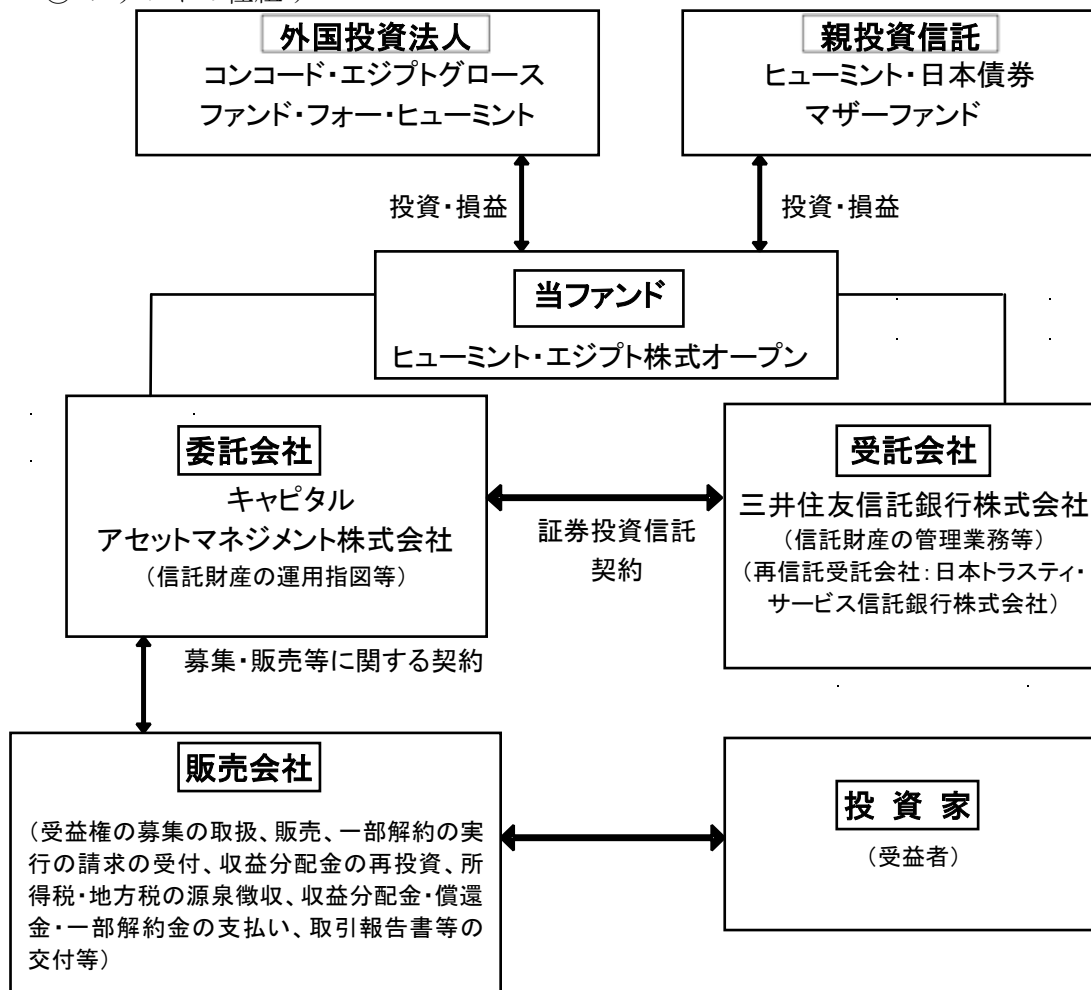
3	原則として為替ヘッジは行いません。
---	-------------------

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年12月18日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. キャピタル アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

③ 委託会社等の概況

a. 資本金の額（平成26年4月末日現在）

資本金	280百万円
発行済株式の総数	8,705株

b. 委託会社の沿革

平成16年1月	ヒューミント投資顧問株式会社設立
平成16年2月	投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号
平成16年6月	投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号
平成19年3月	投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号
平成19年9月	金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第383号
平成20年6月	総合不動産投資顧問業登録 国土交通大臣 総合-第101号
平成21年10月	キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成22年3月	キャピタル アセットマネジメント株式会社に商号変更

c. 大株主の状況（平成26年4月末日現在）

発行済株式の総数 (a) および資本金	8,705株 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b) (普通株式)	比率 (b/a)
キャピタル・パートナーズ 証券株式会社	東京都中央区日 本橋3-13-11	6,679株	76.7%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 主として外国投資法人コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの発行する円建投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下「外国投資証券」といいます。）への投資を通じて、エジプトの証券取引所に上場されている株式（これに準ずるもの※を含みます。）に実質的な投資を行います。実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。また、一部、証券投資信託であるヒューミント・日本債券マザーファンドの投資信託受益証券に投資します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※ワラント（新株予約権付社債）、CB（転換社債）、DR（預託証券）等

- ② 主要投資対象である外国投資法人コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの選定にあたっては、運用を担当しているコンコード・インターナショナル・インベストメンツ・エル・ピーの運用体制、運用実績、コンプライアンス体制を総合的に判断いたしております。

(2) 【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で規定するものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として外国投資法人コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの円建投資証券および証券投資信託であるヒューミント・日本債券マザーファンドの受益証券(両者併せ、以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次に掲げる有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. および上記2. の証券または証書の性質を有するもの

なお、上記1. の証券または証書および上記3. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを、以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

(注) コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの運用基本方針・主要な投資対象および運用会社の名称は以下の通りです。

(1) 運用基本方針：中長期的な成長を目指します。

(2) 主要な投資対象：エジプトの証券取引所に上場されている株式、これに準ずるもの*に投資します。また、エジプトの公社債に投資することもあります。

※ワラント(新株予約権付社債)、CB(転換社債)、DR(預託証書)等

(3) 運用会社の名称：コンコード・インターナショナル・インベストメンツ・エル・ピー

③ 上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 10%を超えて投資する投資信託証券の名称・運用の基本方針・主要な投資対象・委託会社の名称

投資する投資信託証券およびその概要

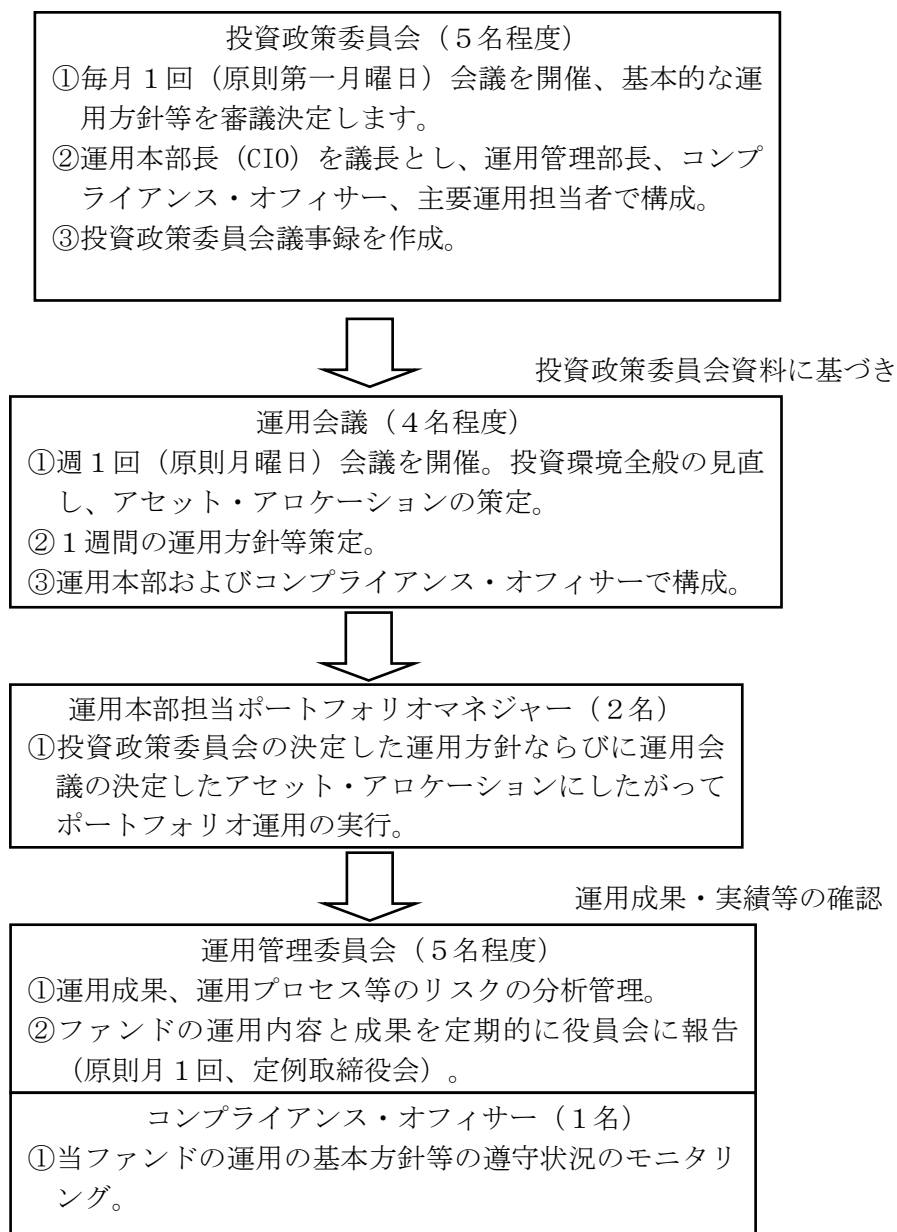
ファンド名	コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント
形態	英国領バージン諸島籍オープンエンド型外国投資法人（円建）
投資態度	中長期的な信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	エジプトの証券取引所に上場されている株式、およびこれに準ずるもの※、また、一部エジプトの公社債に投資することがあります。 ※ワラント（新株予約権付社債）、CB（転換社債）、DR（預託証書）等
主な投資制限	株式への投資割合に制限を設けません。 債券の投資割合は上限30%とします。 原則として、為替ヘッジは行いません。
信託報酬等	年率1%、その他費用として、ファンド設立費用、信託事務の処理に要する費用、お申込費用、有価証券売買委託手数料、監査費用等がかかります。（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。）
運用会社	コンコード・インターナショナル・インベストメンツ・エル・ピー
事務管理会社	キャピタ・ファイナンシャル・アドミニストレイターズ（アイルランド）
保管会社	香港上海銀行（エジプト）
設定日	平成19年12月19日
決算日	原則として12月31日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益分配を行いません。

ファンド名	ヒューミント・日本債券マザーファンド
形態	追加型投信／国内／債券／親投資信託
投資態度	<p>① わが国の公社債を主要投資対象とし、原則としてBBB格相当（格付は原則として、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチレーティングス社、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。）以上の格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。</p> <p>② マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、ポートフォリオのデュレーションと満期構成を決定し、アクティブ運用を行います。</p> <p>③ 銘柄選択として、公社債の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。社債等においては、ファンドマネージャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。</p> <p>④ 公社債への組入比率は、原則として高位を維持します。なお、資金動向、市況動向によっては実質公社債組入比率の調整を機動的に行います。</p> <p>⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引・有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金利先渡取引を行うことがあります。</p> <p>⑥ 大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
主な投資制限	外貨建資産への投資はいたしません。
信託報酬等	信託報酬はかかりません。
申込手数料	申込手数料はかかりません。
委託会社	キャピタル アセットマネジメント株式会社
設定日	平成19年12月18日
決算日	原則として2月20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益分配を行いません。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。



② 内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行うべく、オペレーション部門による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用状況および運用成果等については、運用管理本部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、業務執行に係る社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

(注) 外国投資法人コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントは、現地において監査法人により監査を受けます。その監査報告書は、委託会社に報告されます。

(注) 運用体制は平成26年4月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 収益分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ③ 留保益の運用は、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行うことを基本とします。

(5) 【投資制限】

<信託約款による投資制限>

- ① 株式への投資制限（約款の運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限 ① 参照）
株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資制限（約款の運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限 ② 参照）
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資制限（約款の運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限 ③ 参照）
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 資金の借入れ（約款第26条 参照）
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払金の手当（一部解約に伴う支払い資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - c. 収益分配金の再投資に係る借入金は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - d. 上記 b. および c. のほか、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。

e. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法令等による投資制限>

① 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）をおこない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、投資信託証券を通じて株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、すべてのリスクが記載されているわけではありません。

① ファンドの運用に関するリスク

当ファンドは主に海外の株式に投資する投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は、株式の価格変動、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、受益者の皆様の投資元金が保証されているものではありません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株式の価格変動リスク	当ファンドは、主に海外の株式に投資する投資信託証券に投資しますので、基準価額は、当該投資信託証券が組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
債券の価格変動リスク	当ファンドは、実質的に国内外の公社債を組入れることから、国内外の金利上昇により、債券価格が低下した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
為替市場の相場変動リスク（為替変動リスク）	当ファンドは、主に海外の株式に投資する投資信託証券に投資しますので、当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券の投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が円ベースで変動するリスクをいいます。外国為替相場は一般的に、外国為替市場の需給、各国の金利の変動および様々な国際的な要因により変動し、各国政府・中央銀行による介入や通貨管理その他の政策によっても変動することがあります。また、外国為替相場は短期的に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	外国証券へ投資する投資信託証券に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク	株式、公社債および短期金融商品等の発行体が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該有価証券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるを得ないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

② その他の留意点

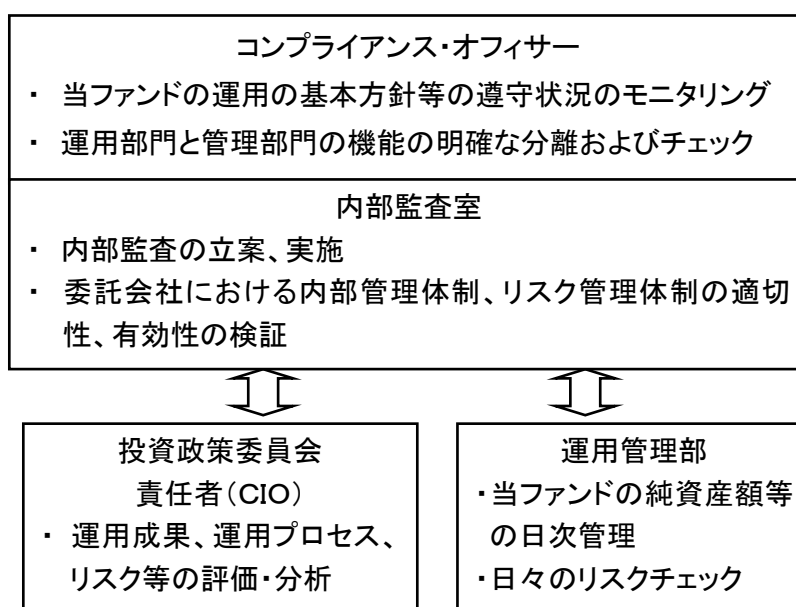
申込み・解約請求等に関する留意点	当ファンドは、エジプト、アイルランドおよびニューヨークの休業日には、申込および解約請求はできません。エジプトでは金曜日が休日であることから、金曜日には申込および解約請求はできません。また、エジプトの祝日については、イスラム暦に基づく祝日は毎年変動し、その直前まで祝日が確定しない場合があります。なお、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で受益者の取得申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、既に受付けた申込みおよび解約請求を取消すことがあります。
信託期間に関する留意点	当ファンドは、受益権口数が5億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

その他の留意点	<input type="checkbox"/> 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。 <input type="checkbox"/> 当ファンドが投資対象とする投資信託の投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送付金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。 <input type="checkbox"/> 資金動向、市況動向その他の要因により、ファンドの基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
---------	--

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

① リスク管理体制について



② 担当部署等の概要

◆ コンプライアンス・オフィサー

- ・ 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 運用ガイドラインの遵守状況のモニター
 - ・ 取引の妥当性のチェック
 - ・ 利益相反取引のチェック

◆ 内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。

(注) 投資リスクに対する管理体制は平成26年4月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「一般コース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

- ① 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.566%（税抜 1.45%）

信託報酬の配分は、次の通り（税抜）となります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.70%	年0.70%	年0.05%

なお、この他に当ファンドが投資対象とするコンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントに関しても信託報酬相当額が年率概算0.90%±0.1%がかかります。また、その他の費用として、ファンド設立費用、信託事務の処理に要する費用、お申込費用、有価証券売買委託手数料、監査費用等がかかります。（その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。）

- ② 上記①の信託報酬額（年1.566%）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。
- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産額に年10,000分の0.525(税込)の率を乗じて計算し、毎計算期間の6ヵ月終了日または毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ② ファンドの組入る有価証券の売買に係る売買委託手数料等、信託財産に属する資産を外国で保管する場合に要する費用は、信託財産から支払われます。
- ③ 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れを行った場合、借入れの利息は、信託財産から支払われます。
- ④ 信託財産に関する租税、受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産から支払われます。

(注) 上記②から④の費用につきましては、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

1. 個人受益者の場合

イ. 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、平成49年12月31日までの間、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。)

ロ. 解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益(譲渡益)は譲渡所得として、平成49年12月31日までの間、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収となります。

※ 解約時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

2. 法人受益者の場合

イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

ロ. 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

② 個別元本

イ. 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本となります。

ロ. 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

③ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

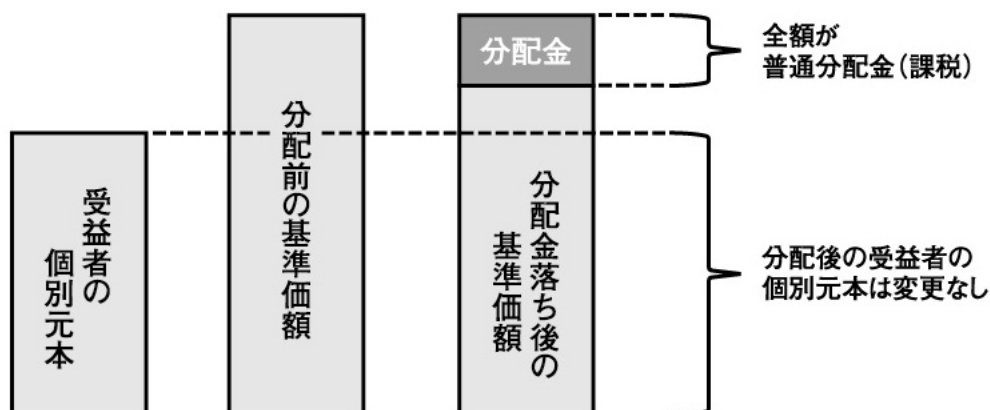
イ. 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

ロ. 受益者が収益分配金を受け取る際

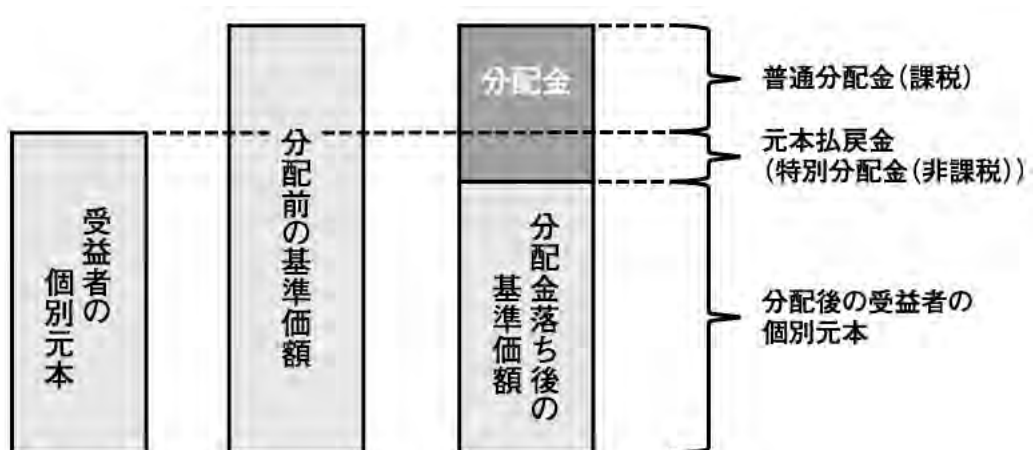
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分に相当する額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



※ 税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「ヒューミント・エジプト株式オープン」

(平成 26 年 4 月 30 日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	445,880,592	70.48
内 英国領バージン諸島	445,880,592	70.48
親投資信託受益証券	1,031,425	0.16
内 日本	1,031,425	0.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	185,712,264	29.36
純資産総額	632,624,281	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「ヒューミント・エジプト株式オープン」

投資有価証券明細

(平成 26 年 4 月 30 日現在)

	銘柄名	通貨地域	種類業種	数量(株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率
1	コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント	日本・円 英国領バージン諸島	投資証券 —	493,011,070	0.8791 433,452,527	0.9044 445,880,592	— —	70.48%
2	ヒューミント・日本債券マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券 —	1,015,183	1.0151 1,030,613	1.016 1,031,425	— —	0.16%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種投資比率

(平成 26 年 4 月 30 日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
投資証券	外国	70.48
	小計	70.48
親投資信託受益証券	国内	0.16
	小計	0.16
合計（対純資産総額比）		70.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成 26 年 4 月末日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第 1 期 (平成 20 年 3 月 21 日)	5,517,270,315	5,517,270,315	0.9306	0.9306
第 2 期 (平成 21 年 3 月 23 日)	1,277,637,482	1,277,637,482	0.5036	0.5036
第 3 期 (平成 22 年 3 月 23 日)	1,295,033,034	1,295,033,034	0.7077	0.7077
第 4 期 (平成 23 年 3 月 22 日)	1,263,997,876	1,263,997,876	0.6358	0.6358
第 5 期 (平成 24 年 3 月 21 日)	785,657,266	785,657,266	0.5637	0.5637
第 6 期 (平成 25 年 3 月 21 日)	551,519,559	551,519,559	0.6029	0.6029
第 7 期 (平成 26 年 3 月 20 日)	618,994,446	618,994,446	0.8765	0.8764
平成 25 年 4 月末日	536,433,656	-	0.6123	-
平成 25 年 5 月末日	552,499,103	-	0.6338	-
平成 25 年 6 月末日	505,347,709	-	0.5838	-
平成 25 年 7 月末日	503,915,448	-	0.6158	-
平成 25 年 8 月末日	495,443,782	-	0.6202	-
平成 25 年 9 月末日	511,162,202	-	0.6611	-
平成 25 年 10 月末日	520,469,902	-	0.6819	-
平成 25 年 11 月末日	532,362,872	-	0.7132	-
平成 25 年 12 月末日	536,279,055	-	0.7464	-
平成 26 年 1 月末日	542,666,664	-	0.7693	-
平成 26 年 2 月末日	602,274,517	-	0.8534	-
平成 26 年 3 月末日	634,053,466	-	0.8978	-
平成 26 年 4 月末日	632,624,281	-	0.8954	-

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期 (平成19年12月18日～平成20年 3月21日)	0
第2期 (平成20年 3月22日～平成21年 3月23日)	0
第3期 (平成21年 3月24日～平成22年 3月23日)	0
第4期 (平成22年 3月24日～平成23年 3月22日)	0
第5期 (平成23年 3月23日～平成24年 3月21日)	0
第6期 (平成24年 3月22日～平成25年 3月21日)	0
第7期 (平成25年 3月22日～平成26年 3月20日)	0

③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期 (平成19年12月18日～平成20年 3月21日)	△6.9
第2期 (平成20年 3月22日～平成21年 3月23日)	△45.9
第3期 (平成21年 3月24日～平成22年 3月23日)	40.5
第4期 (平成22年 3月24日～平成23年 3月22日)	△10.2
第5期 (平成23年 3月23日～平成24年 3月21日)	△11.3
第6期 (平成24年 3月22日～平成25年 3月21日)	7.0
第7期 (平成25年 3月22日～平成26年 3月20日)	△12.4

(注) 「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。ただし、第1期計算期間の収益率は、額面価額を基準に算出しております。
収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数	解約口数
第1期 (平成19年12月18日～平成20年 3月21日)	6,258,878,359	330,443,751
第2期 (平成20年 3月22日～平成21年 3月23日)	715,085,940	4,106,617,884
第3期 (平成21年 3月24日～平成22年 3月23日)	867,681,843	1,574,689,232
第4期 (平成22年 3月24日～平成23年 3月22日)	609,290,529	451,138,162
第5期 (平成23年 3月23日～平成24年 3月21日)	741,700,390	1,336,093,982
第6期 (平成24年 3月22日～平成25年 3月21日)	429,142,478	908,075,739
第7期 (平成25年 3月22日～平成26年 3月20日)	44,889,058	253,359,387

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定数量を含みます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話番号 03-5259-7401 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

■基準価額、純資産の推移：2007年12月18日(設定日)～2014年4月30日



基準価額	8,954円
純資産総額	6.3億円

■分配の推移

期	決算日	分配金額
第3期	2010年 3月23日	0円
第4期	2011年 3月22日	0円
第5期	2012年 3月21日	0円
第6期	2013年 3月21日	0円
第7期	2014年 3月20日	0円
設定以来累計		0円

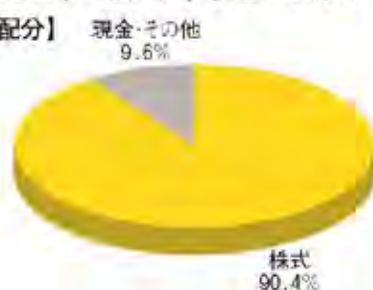
1万口あたり/税引前

■資産の状況

コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント	70.5%
ヒューミント・日本債券マザーファンド	0.2%
現金・その他	29.3%
合計	100.0%

◎「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント」の運用状況

【資産配分】



【業種別配分】

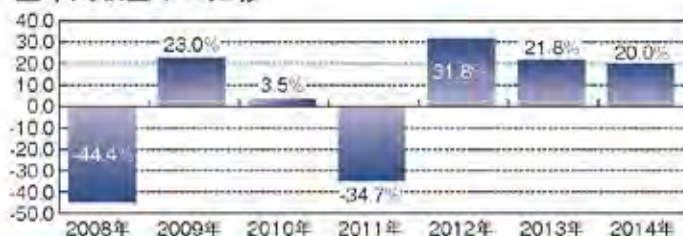


【組入れ上位10銘柄】

組入れ銘柄数：20銘柄

銘柄名	業種	投資比率
ビスコ・ミズル	食品	9.7%
ペイント・アンド・ケミカル・インダストリーズ(パキーン)	化学・肥料	6.5%
スエス・セメント	セメント	6.2%
イースタン・タバコ	その他	5.8%
メデネット・ナスル・ハウジング	建設・不動産	5.7%
コマーシャル・インターナショナル・バンク	銀行	5.6%
クレディ・アグリコル・エジプト	銀行	5.6%
バイオニアス・ホールディング	その他	5.5%
ヘリオポリス・ハウジング	建設・不動産	5.5%
エル・カーヒラ・ハウジング	建設・不動産	5.2%

■年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資した旨の
として計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2014年は、4月までの騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ① 当ファンドの取得申込みの受付は、原則として、販売会社の営業日（ただし、エジプト、アイルランドおよびニューヨークの休業日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みの受付が行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の手続が完了したものを当日分の受付分とします。ただし、販売会社によっては午後3時（半日営業日は午前11時）より早い時刻をもって受付を締切ることがあります。なお、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。

当ファンドには収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当該取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款※」にしたがって契約を締結します。

※販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等※を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

- ② 当ファンドの取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ③ 受益権の取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- 「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は原則として各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ④ 申込単位は、販売会社によって異なります。詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ⑤ 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「一般コース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差引かれます。）。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

- ⑥ 当ファンドの取得申込者は、申込代金を取得申込受付日から起算して、原則として、7営業日までに販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める日がある場合にはその期日までに支払うものとします。
- ⑦ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等
- 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
 - 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
- 一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、エジプト、アイルランドおよびニューヨークの休業日を除きます。）の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求に係る販売会社所定の手続きが完了したものを当日の受付分とします。ただし、販売会社によっては午後3時（半日営業日は午前11時）より早い時刻をもって受付を締切場合があります。なお、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分になります。
- ② 当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した額とします。解約価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。
- ④ お手取額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差引いた金額となります。
- ※ 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- ⑤ 解約単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。詳細につきましては、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

- ⑥ 一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社にて支払われます。
- ⑦ 換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- ⑧ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると判断したときは、上記①による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記③に準じて計算された価額とします。
- (注) 上記のほか、販売会社によっては、受益権を買取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物電信売買相場の仲値によるものとします。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：エジプト）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

③ 運用資産の評価基準および評価方法

法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。投資信託証券については、原則として、当ファンド基準価額の計算日に知りうる最新の純資産価額で評価しております。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。（平成19年12月18日設定）

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権口数が5億口を下回ったとき、やむを得ない事情が発生したとき、または当ファンドが投資対象とする投資信託証券に係る外国投資法人がその信託を終了することになる場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

① 当ファンドの計算期間は、毎年3月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。

② 上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は上記(3)に規定するこの信託の計算期間の終了の日とします。

(5)【その他】

① 信託の終了

- (イ) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ハ) 委託会社は、上記(イ)および(ロ)にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ニ) 上記(ハ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- (ホ) 上記(ハ)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)から(ホ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本(イ)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(上記(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

- (ニ) 上記(ロ)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- (ヘ) 上記(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 上記(イ)から(ヘ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書>

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

⑤ 信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

⑥ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②(ロ)の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本(イ)によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により、その取扱いを定めます。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に関する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の手續に関する事項は、前記の「1 資産管理等の概要 (5) その他 ①信託の終了 (ハ)」または「1 資産管理等の概要 (5) その他 ②信託約款の変更等 (ロ)」に規定する書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>

・ 電話番号 03-5259-7401 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成25年3月22日から平成26年3月20日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月9日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているヒューミント・エジプト株式オープン（平成25年3月22日から平成26年3月20日までの第7期計算期間）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューミント・エジプト株式オープンの平成26年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【ヒューミント・エジプト株式オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

前期
(平成 25 年 3 月 21 日現在) 当期
(平成 26 年 3 月 20 日現在)

資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,190,255	30,622,340
投資証券	502,412,077	581,385,746
親投資信託受益証券	1,026,045	1,030,613
未収入金	—	10,000,000
流動資産合計	561,628,377	623,038,699
資産合計	561,628,377	623,038,699
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,566,286	—
未払受託者報酬	156,106	138,945
未払委託者報酬	4,370,875	3,891,467
その他未払費用	15,551	13,841
流動負債合計	10,108,818	4,044,253
負債合計	10,108,818	4,044,253
純資産の部		
元本等		
元本	914,720,789	706,250,460
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△363,201,230	△87,256,014
(分配準備積立金)	—	130,460,336
元本等合計	515,519,559	618,994,446
純資産合計	551,519,559	618,994,446
負債純資産合計	561,628,377	623,038,699

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成 24 年 3 月 22 日 至 平成 25 年 3 月 21 日	自 平成 25 年 3 月 22 日 至 平成 26 年 3 月 20 日	自 平成 25 年 3 月 22 日 至 平成 26 年 3 月 20 日	自 平成 26 年 3 月 20 日
営業収益				
受取利息		27,754		12,315
有価証券売買等損益		51,694,362		211,978,237
営業収益合計		51,722,116		211,990,552
営業費用				
受託者報酬		364,558		280,653
委託者報酬		10,207,393		7,859,292
その他費用		39,434		27,950
営業費用合計		10,611,385		8,167,895
営業利益又は営業損失(△)		41,110,731		203,822,657
経常利益又は経常損失(△)		41,110,731		203,822,657
当期純利益又は当期純損失(△)		41,110,731		203,822,657
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		3,816,752		13,720,646
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△607,996,784		△363,201,230
剰余金増加額又は欠損金減少額		399,648,723		100,396,967
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		399,648,723		100,396,967
剰余金減少額又は欠損金増加額		192,147,148		14,553,762
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		192,147,148		14,553,762
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△363,201,230		△87,256,014

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法	投資証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の知りうる最新の純資産価額で評価しております。なお、外国投資法人の投資証券の純資産価額の計算は、当該純資産価額の計算日の前日のエジプト株式市場の VWAP（出来高加重平均）価格および当該計算日の為替レートに基づいております。 親投資信託受益証券 原則として、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益および費用の計上基準	受取利息 約定日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 受託者報酬・委託者報酬 約定日基準で計上しております。 その他費用 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成 25 年 3 月 21 日現在)	当期 (平成 26 年 3 月 20 日現在)
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,393,654,050 円 429,142,478 円 908,075,739 円	914,720,789 円 44,889,058 円 253,359,387 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	914,720,798 口	706,250,460 口
3. 元本の欠損	363,201,230 円	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 87,256,014 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
	自 平成 24 年 3 月 22 日 至 平成 25 年 3 月 21 日	自 平成 25 年 3 月 22 日 至 平成 26 年 3 月 20 日
1. 分配金の計算過程	計算期末における費用控除後の配当等収益(28,094 円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(85,638 円)、分配準備積立金(50,416 円)より、分配対象収益は164,148 円(1 万口当たり 1.79 円)のため、分配を行いませんでした。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(15,730 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(130,368,466 円)、投資信託約款に規定される収益調整金(70,580 円)及び分配準備積立金(76,140 円)より分配対象額は130,530,916 円(1 口当たり 0.184822 円)であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 平成 24 年 3 月 22 日 至 平成 25 年 3 月 21 日	自 平成 25 年 3 月 22 日 至 平成 26 年 3 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
	(平成 25 年 3 月 21 日現在)	(平成 26 年 3 月 20 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	同左
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	同左
	(3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成 25 年 3 月 21 日現在)	当期 (平成 26 年 3 月 20 日現在)
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	47,676,722	199,948,727
親投資信託受益証券	4,466	4,568
合計	47,681,188	199,953,295

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 (平成 25 年 3 月 21 日現在)	当期 (平成 26 年 3 月 20 日現在)
1口当たり純資産額	0.6029 円	0.8765 円
(1万口当たり純資産額)	(6,029 円)	(8,765 円)

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

イ. 株式

該当事項はありません。

ロ. 株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資証券	コンコード・エジプトグロースファンド・ フォー・ヒューミント	661,271,060	581,385,746	
投資証券	合計	661,271,060	581,385,746	
親投資信託 受益証券	ヒューミント・日本債券マザーファンド	1,015,183	1,030,613	
親投資信託受益証券	合計	1,015,183	1,030,613	
合計		662,286,243	582,416,359	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

②有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同投資法人の投資証券です。

また、当ファンドは「ヒューミント・日本債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

当ファンドの投資対象ファンドの状況は、以下の通りです。

1. 「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント」の状況

コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントは英国領バージン諸島籍の投資法人（会社型投資信託）として2007年12月19日に設定されました。当ファンドの決算日は原則毎年12月31日です。第5会計期間は2012年1月1日より2012年12月31日でした。第6会計期間は2013年1月1日より2013年12月31日となっております。当該第5会計期間および第6会計期間の財務諸表は、国際会計基準に準拠して作成され、現地の公認会計士による監査を受けております。下記、貸借対照表、損益計算書および有価証券明細表は監査済年次報告書から抜粋したものです。

コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミントの貸借対照表

	第5期	第6期
	(2012年12月31日現在)	(2013年12月31日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
金融資産(評価額)	486,554,334	443,423,681
現金・預金等	26,331,890	64,710,069
未収利息・配当金	923,232	750,158
その他	1,452,129	18,456
資産合計	515,261,585	508,902,364
負債の部		
未払解約金	-	10,000,000
未払運用報酬	1,302,452	1,233,711
未払監査報酬	1,593,572	1,695,790
未払事務管理報酬	796,786	968,864
未払証券保管費用	81,818	48,609
その他未払費用	372,599	179,817
負債合計(買戻し可能利益配当投資口株主持分を除く)	4,147,227	14,126,791
買戻し可能利益配当投資口株主持分	511,114,358	494,775,573

(国際会計基準)		
買戻し可能利益配当投資口株数	87,099,703 口	66,127,106 口
1株当たり純資産額 (国際会計基準)	5,868.153	7,482.19
買戻し可能利益配当投資口株主持分 (目論見書定義)	511,114,358	494,775,573

コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミンツの損益計算書

区分	第5期 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	第6期 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
	金額 (円)	金額 (円)
投資損益		
受取配当	31,435,221	27,434,613
受取利息	1,342,069	215,408
金融資産売買損益等	179,646,083	118,612,671
投資損益合計	212,423,373	146,262,692
営業費用		
運用報酬	6,215,584	4,910,198
事務管理報酬	8,671,974	11,249,280
証券保管費用	938,432	941,042
取締役報酬	3,744,080	4,685,257
監査報酬	1,737,655	1,943,989
その他費用	5,668,664	5,871,711
営業費用合計	26,976,389	29,601,477
買戻し可能利益配当投資口株主純資産の増減	185,446,984	116,661,215

コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミンツの有価証券明細表

(2013年12月31日現在)

銘柄	株数 (株)	評価額 (円)	ウェイト*
[銀行・金融]			
Commercial International Bank Egypt SAE	61,600	30,432,244	6.15
Credit Agricole Egypt SAE	119,300	24,638,810	4.98
Pioneers Holding	299,100	24,037,786	4.86
[化学]			
Paints & Chemical Industry Co	42,015	25,802,487	5.21
Side Kerir Petrochemicals Co	96,900	25,258,167	5.10
[食品]			
Bisco Misr	43,902	33,997,920	6.87
Eastern Tobacco Co	15,138	26,627,395	5.38

[電化製品]			
Lecico Egypt SAE	95,333	12,562,186	2.54
Lecico Egypt SAE GDR	134,833	17,767,166	3.59
[素材]			
El Ezz Aldekhela Steel Alexandria	2,565	25,021,299	5.06
Misr cement Co	9,226	9,226,361	1.86
Suez Cement Co	42,900	16,022,264	3.24
Tourah Portland Cement Co	48,537	15,124,706	3.06
[住宅・不動産]			
El Kahera Housing	212,450	26,609,638	5.38
Heliopolis Co for Housing & Cons SAE	66,500	24,806,126	5.01
Medinet Nasr Housing	72,383	25,485,959	5.15
[鉱業]			
Alexandria Minerals Oils Co	7,523	7,299,706	1.48
[医薬品]			
Alexandria Pharmaceuticals	15,173	10,266,046	2.07
Egyptian International Pharmaceuticals	34,175	22,345,468	4.52
[通信]			
Telecom Egypt	67,800	15,092,387	3.05
[繊維]			
Oriental Weavers	47,801	24,999,560	5.05
合 計		443,423,681	89.61

(注1) 評価額は単位未満を切捨てています。比率は組入時価の純資産に対する比率です。

(注2) 業種分類は、月次レポートの開示同様、エジプト証券取引所の分類をベースに、コンコード社独自の分析を加味したものです。

2. 「ヒューミント・日本債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	平成 25 年 3 月 21 日現在	平成 26 年 3 月 20 日現在
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,026,013	1,030,652
流動資産合計	1,026,013	1,030,652
資産合計	1,026,013	1,030,652
純資産の部		
元本等		
元本	1,015,183	1,015,183
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	10,830	15,469
元本等合計	1,026,013	1,030,652
純資産合計	1,026,013	1,030,652
負債純資産合計	1,026,013	1,030,652

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成 24 年 3 月 22 日 至 平成 25 年 3 月 21 日	自 平成 25 年 3 月 22 日 至 平成 26 年 3 月 20 日
	1. 収益及び費用の計上基準	受取利息 約定日基準で計上しております。
2. 財務諸表作成のための基本となる重要な事項	資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末日の平成 24 年 3 月 21 日現在であります。 当マザーファンドの計算期間は、平成 24 年 2 月 21 日から平成 25 年 2 月 20 日となっております。	資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末日の平成 25 年 3 月 21 日現在であります。 当マザーファンドの計算期間は、平成 25 年 2 月 21 日から平成 26 年 2 月 20 日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 25 年 3 月 21 日現在)	(平成 26 年 3 月 20 日現在)
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	30,821,443 円	1,015,183 円
同期中における追加設定元本額	－円	－円
同期中における一部解約元本額	29,806,260 円	－円
同期末における元本の内訳	1,015,183 円	1,015,183 円
ファンド名		
ヒューミント・エジプト株式	1,015,183 円	1,015,183 円
オープン		
計	1,015,183 円	1,015,183 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	1,015,183 口	1,015,183 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成 24 年 3 月 22 日 至 平成 25 年 3 月 21 日	自 平成 25 年 3 月 22 日 至 平成 26 年 3 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成 25 年 3 月 21 日現在)	(平成 26 年 3 月 20 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引等 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	(平成 25 年 3 月 21 日現在)	(平成 26 年 3 月 20 日現在)
本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当 たり純資産額	1.0107 円	1.0152 円
(1万口当たり純資産額)	(10,107 円)	(10,152 円)

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

イ. 株式

該当事項はありません。

ロ. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② 有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ヒューミント・エジプト株式オープン」

(平成26年4月30日現在)

I 資産総額	633,721,725 円
II 負債総額	1,097,444 円
III 純資産総額 (I - II)	632,624,281 円
IV 発行済数量	706,509,448 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.8954 円

(参考情報) 「ヒューミント・日本債券マザーファンド」

(平成26年4月30日現在)

I 資産総額	1,031,449 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	1,031,449 円
IV 発行済数量	1,015,183 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0160 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、同法一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成26年4月末日現在）

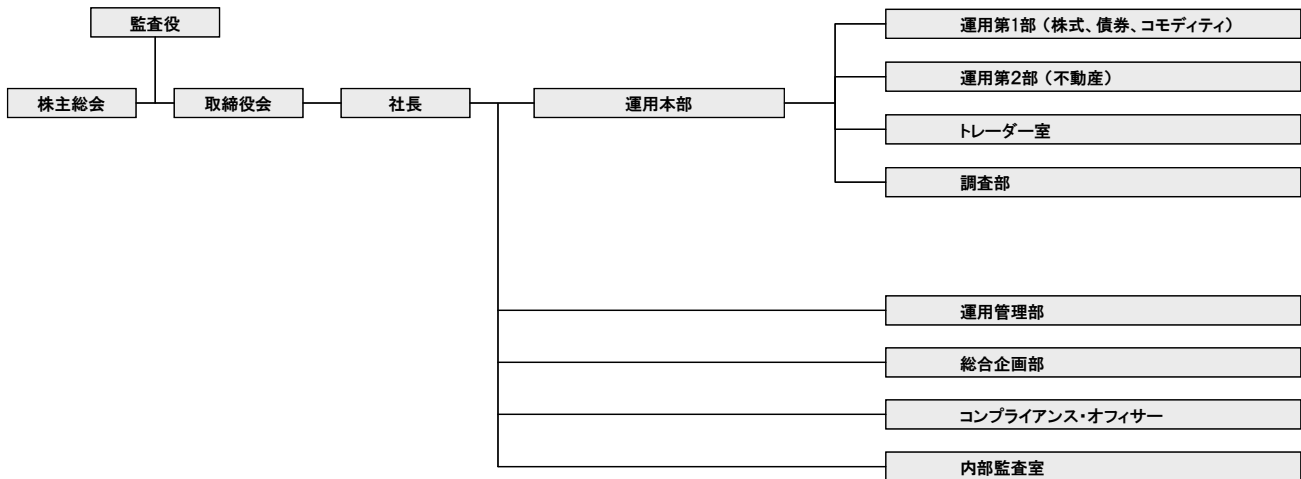
(1) 資本金等

- ① 資本金の額
280百万円
- ② 会社が発行する株式総数
40,000株
- ③ 発行済株式総数
8,705株
- ④ 過去5年間における資本金の増減

年月日	増資額	増資後資本金
平成20年 3月28日	5,499.9万円	18,000万円
平成21年 7月23日	5,000万円	23,000万円
平成22年 2月28日	5,000万円	28,000万円

(2) 委託会社の機構

① 会社の組織図

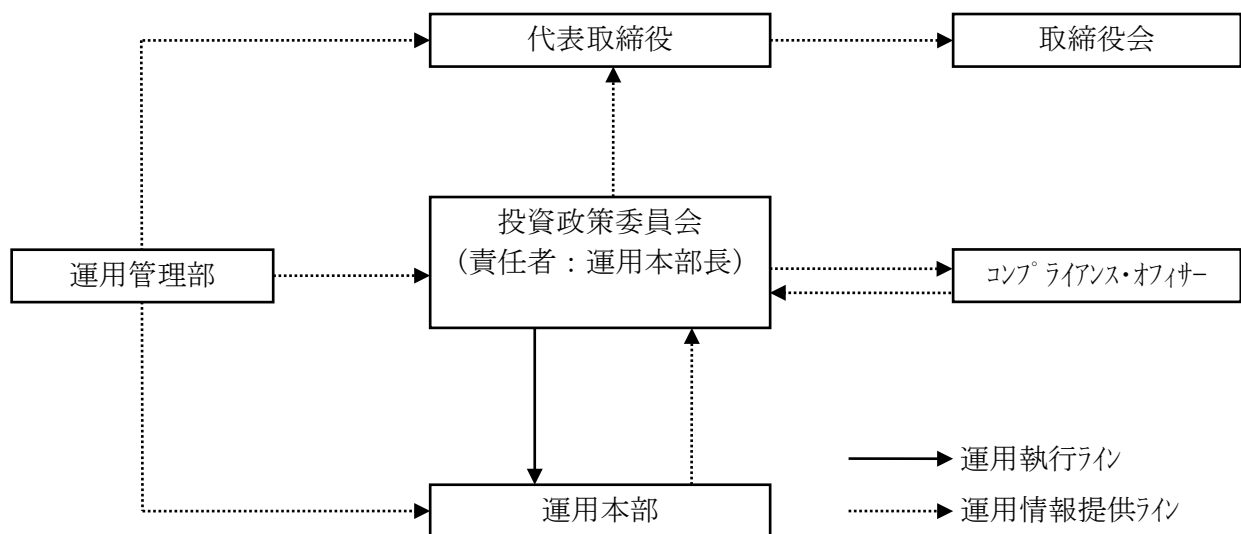


(注) 上記組織は、平成26年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長各1名を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

③ 投資信託の運用の流れ



(注) 上記組織は、平成26年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成26年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	19本	19,088百万円

(親投資信託を除く)

3【委託会社等の経理状況】

- 1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表並びに中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 6 月 25 日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指 定 社 員 公 認 会 計 士 齊 藤 栄 太 郎
業 務 執 行 社 員



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 10 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成 25 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金			21,007		5,101
2 立替金			9,958		19,864
3 前払費用			1,250		2,171
4 未収入金			127		-
5 未収委託者報酬	※5		38,093		45,791
6 未収運用受託報酬			63		63
7 未収その他報酬			353		317
8 未収収益			78		140
9 その他			1		6
流動資産合計			70,932		73,455
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1		2,763		4,131
(1) 建物		1,570		3,313	
(2) 器具備品		1,192		817	
2 無形固定資産			24,686		19,609
(1) 電話加入権		52		52	
(2) ソフトウェア		24,634		19,557	
3 投資その他の資産			56,912		129,274
(1) 投資有価証券	※2	55,031		34,416	
(2) 関係会社株式		1,881		14	
(3) 敷金	※3	-		5,848	
(4) 供託金	※4	-		71,540	
(5) 仮差押債権	※5	-		17,454	
固定資産合計			84,362		153,015
資産合計			155,295		226,470
(負債の部)					
I 流動負債					
1 未払金	※3		1,749		107,021
2 預り金			763		1,333
3 未払代行手数料	※3		11,242		19,080
4 未払費用			81,826		3,603
5 未払法人税等			998		4,425
6 賞与引当金			1,250		5,000
7 未払消費税等			4,528		4,734
流動負債合計			102,359		145,199
II 固定負債					
1 繰延税金負債			561		-

区分	注記 番号	前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
固定負債合計			561		-
負債合計 (純資産の部)			102,921		145,199
I 株主資本					
1 資本金			280,000		280,000
2 資本剰余金			77,924		77,924
(1) 資本準備金		75,251		75,251	
(2) その他資本剰余金		2,672		2,672	
3 利益剰余金			△301,952		△273,220
(1) その他利益剰余金 繰越利益剰余金		△301,952		△273,220	
株主資本合計			55,972		84,703
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			△3,597		△3,432
評価・換算差額等合計			△3,597		△3,432
純資産合計			52,374		81,271
負債及び純資産合計			155,295		226,470

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業収益			
1 委託者報酬		325,176	341,453
2 運用受託報酬		3,092	240
3 商品投資顧問料		9,881	1,457
4 その他営業収益		355	15,000
営業収益合計		338,505	358,151
II 営業費用			
1 支払手数料	※1	104,345	103,977
2 広告宣伝費		2,095	1,478
3 調査費		125,956	80,485
4 委託計算費		21,613	15,067
5 営業雑経費		9,915	8,331
(1) 通信費		1,845	1,979
(2) 協会費		2,026	2,037
(3) 印刷費		6,043	3,409
(4) その他営業雑経費		-	905
営業費用合計		263,926	209,339
III 一般管理費			
1 給料		47,432	60,656
(1) 役員報酬		4,102	15,534
(2) 給料・手当		38,522	38,640
(3) 賞与		664	355
(4) 賞与引当金繰入額		1,250	5,000
(5) 法定福利費		2,894	1,127
2 旅費交通費		1,271	961
3 租税公課		1,810	2,346
4 不動産賃借料		6,326	10,003
5 減価償却費		4,511	6,728
6 業務委託費		5,363	10,152
7 諸経費		12,943	17,979
一般管理費合計		79,659	108,828
営業利益又は損失(△)		△5,080	39,983
IV 営業外収益			
1 投資有価証券利息		661	196
2 受取利息	※1	1,037	6
3 その他		27	7
営業外収益合計		1,727	210
V 営業外費用			

1 為替差損		68	8
2 その他		1	192
営業外費用合計		70	201
経常利益又は損失 (△)		△3,422	39,993
VI 特別利益			
1 投資有価証券売却益	※1	722	-
特別利益合計		722	-
VII 特別損失			
1 固定資産除却損	※2	153	2,109
2 投資有価証券売却損	※1	3,453	2,222
3 投資有価証券償還損		-	2,431
4 関係会社株式評価損		-	1,867
特別損失合計		3,607	8,630
税引前当期純利益又は損失 (△)		△6,307	31,363
法人税、住民税及び事業税		310	3,193
法人税等調整額		△1,138	△561
当期純利益又は損失 (△)		△5,480	28,731

(3) 【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
区分	金額 (千円)	金額 (千円)
株主資本		
資本金		
当期首残高	280,000	280,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	280,000	280,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	75,251	75,251
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	75,251	75,251
その他資本剰余金		
当期首残高	2,672	2,672
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,672	2,672
資本剰余金合計		
当期首残高	77,924	77,924
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	77,924	77,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△296,471	△301,952
当期変動額		
当期純利益又は損失 (△)	△5,480	28,731
当期変動額合計	△5,480	28,731
当期末残高	△301,952	△273,220
利益剰余金合計		
当期首残高	△296,471	△301,952
当期変動額		
当期純利益又は損失 (△)	△5,480	28,731
当期変動額合計	△5,480	28,731
当期末残高	△301,952	△273,220
株主資本合計		
当期首残高	61,452	55,972
当期変動額		

当期純利益又は損失 (△)	△5,480	28,731
当期変動額合計	△5,480	28,731
当期末残高	55,972	84,703
評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金		
当期首残高	△2,577	△3,597
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,019	165
当期変動額合計	△1,019	165
当期末残高	△3,597	△3,432
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,577	△3,597
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,019	165
当期変動額合計	△1,019	165
当期末残高	△3,597	△3,432
純資産合計		
当期首残高	58,874	52,374
当期変動額		
当期純利益又は損失 (△)	△5,480	28,731
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,019	165
当期変動額合計	△6,500	28,896
当期末残高	52,374	81,271

【重要な会計方針】

<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く。) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4年～5年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く。) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
<p>3 引当金の計上基準</p>	<p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>
<p>4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

【会計方針の変更】

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年12月2日法律第114号)及び法人税法施行令の一部を改正する政令(平成23年12月2日政令第379号))に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基く減価償却方法に変更しております。これによる損益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)																
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">368千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">7,494千円</td> </tr> </table> <p>※2. 投資有価証券のうち、国債10,563千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。</p> <p>※3. 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払代行手数料</td> <td style="text-align: right;">6,403千円</td> </tr> </table>	建物	368千円	器具備品	7,494千円	未払代行手数料	6,403千円	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">236千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">8,069千円</td> </tr> </table> <p>※2. 投資有価証券のうち、国債10,625千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。</p> <p>※3. 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">敷金</td> <td style="text-align: right;">5,848千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">16,730千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払代行手数料</td> <td style="text-align: right;">12,214千円</td> </tr> </table> <p>※4. ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります（6. 偶発債務の注記参照）。</p> <p>※5. ※4に記載の仮差押えに関する助言報酬の計算期間以降の期間に係る助言報酬の支払留保分等に関し、助言会社から申し立てられた当社債権（未収委託者報酬）の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定を受け、平成25年3月、その一部が実行されたものであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、仮差押え決定金額と3月仮差押え実行額との差額3,199千円については、平成25年4月に仮差押えが実行されており、当該金額は「未収委託者報酬」に含まれております（6. 偶発債務の注記参照）。</p> <p>6. 偶発債務 (係争事件)</p> <p style="padding-left: 20px;">平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）により総額370,410千円（遅延利息を含む）の報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。</p> <p style="padding-left: 20px;">当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資</p>	建物	236千円	器具備品	8,069千円	敷金	5,848千円	未払金	16,730千円	未払代行手数料	12,214千円
建物	368千円																
器具備品	7,494千円																
未払代行手数料	6,403千円																
建物	236千円																
器具備品	8,069千円																
敷金	5,848千円																
未払金	16,730千円																
未払代行手数料	12,214千円																

顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

「投資顧問契約」は委任契約であり、委任者と受任者の信頼関係の上に成り立っており、委任契約が委任者の利益だけでなく受任者の利益である場合も、受任者が著しく不誠実な行為に出た等やむをえない事由があるときは、委任者は民法651条に則り委任契約を解除することができるものと解するのが判例です。上記の判例の基準に照らし本件解除は有効であり、解除通知日以降の報酬は発生しないと認識しております。また、当社は、助言内容が不的確であったことによる助言報酬の減額についても主張していく所存であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

なお、上記訴訟の提起以前に、助言会社から当社債権に対して解除前の報酬を請求債権として仮差押えが申立てられており、当社の正当性を主張していくにあたり、以下のとおり仮差押え決定金額と同額の供託金を拠出してあります。

平成24年10月：東京地方裁判所による当社債権に対する仮差押えの決定

平成25年2月：上記仮差押えに対する供託金71,450千円の拠出及び仮差押え執行の取消し

平成25年2月：東京地方裁判所による当社債権に対する第2回目の仮差押えの決定

平成25年4月：上記仮差押えに対する供託金20,653千円の拠出及び仮差押え執行の取消し

また、助言会社による仮差押え申立て金額に重複分があったことが判明し、平成25年5月、東京地方裁判所より当初の供託金71,450千円の内8,000千円を減額する決定がなされています。

(損益計算書関係)

前事業年度	当事業年度
(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)

<p>※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table data-bbox="276 286 667 448"> <tbody> <tr> <td>支払手数料</td> <td>70,731千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td>1,034千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券売却益</td> <td>258千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券売却損</td> <td>2,729千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。</p> <table data-bbox="276 544 654 577"> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>153千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払手数料	70,731千円	受取利息	1,034千円	投資有価証券売却益	258千円	投資有価証券売却損	2,729千円	器具備品	153千円	<p>※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table data-bbox="904 286 1295 360"> <tbody> <tr> <td>支払手数料</td> <td>71,482千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券売却損</td> <td>2,222千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。</p> <table data-bbox="904 544 1292 577"> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>2,109千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払手数料	71,482千円	投資有価証券売却損	2,222千円	建物	2,109千円
支払手数料	70,731千円																
受取利息	1,034千円																
投資有価証券売却益	258千円																
投資有価証券売却損	2,729千円																
器具備品	153千円																
支払手数料	71,482千円																
投資有価証券売却損	2,222千円																
建物	2,109千円																

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	—	—	8,705
優先株式	1,600	—	—	1,600
合計	10,305	—	—	10,305

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	—	—	8,705
優先株式	1,600	—	—	1,600
合計	10,305	—	—	10,305

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具备品	2,743	2,149	594
合計	2,743	2,149	594

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 未経過リース料期末残高相当額 (単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
1年内	572	-
1年超	48	-
合計	620	-

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払リース料	579	289
減価償却費相当額	548	284
支払利息相当額	19	5

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期の分配方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスク及び価格の変動リスクにも晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日及び残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスク及び価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	21,007	21,007	—
(2) 立替金	9,958	9,958	—
(3) 未収入金	127	127	—
(4) 未収委託者報酬	38,093	38,093	—
(5) 未収運用受託報酬	63	63	—
(6) 未収その他報酬	353	353	—
(7) 未収収益	78	78	—
(8) 投資有価証券	55,031	55,031	—
資産計	124,712	124,712	—
(1) 未払金	1,749	1,749	—
(2) 未払代行手数料	11,242	11,242	—
(3) 未払費用	81,826	81,826	—
(4) 未払法人税等	998	998	—
(5) 未払消費税等	4,528	4,528	—
負債計	100,345	100,345	—

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,101	5,101	—
(2) 立替金	19,864	19,864	—
(3) 未収委託者報酬	45,791	45,791	—
(4) 未収運用受託報酬	63	63	—
(5) 未収その他報酬	317	317	—
(6) 敷金	5,848	5,182	△666
(7) 投資有価証券	34,416	34,416	—
資産計	111,402	110,736	△666
(1) 未払金	107,021	107,021	—
(2) 預り金	1,333	1,333	—
(3) 未払代行手数料	19,080	19,080	—
(4) 未払費用	3,603	3,603	—
(5) 未払法人税等	4,425	4,425	—
(6) 未払消費税等	4,734	4,734	—
負債計	140,199	140,199	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

- ① 現金及び預金、立替金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収その他報酬、未収収益

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- ② 敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

③ 投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

④ 未払金、預り金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額 (単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
関係会社株式		
子会社株式	1,881	14
供託金	-	71,540
仮差押債権	-	17,454
合計	1,881	89,009

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

また、供託金及び仮差押債権については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成24年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	21,007	-	-	-
立替金	9,958	-	-	-
未収入金	127	-	-	-
未収委託者報酬	38,093	-	-	-
未収運用受託報酬	63	-	-	-
未収その他報酬	353	-	-	-
未収収益	78	-	-	-
投資有価証券 (その他有価証券)				
国債	-	-	10,000	-
社債	-	8,759	-	-
合計	69,681	8,759	10,000	-

当事業年度 (平成25年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

現金及び預金	5,101	—	—	—
立替金	19,864	—	—	—
未収委託者報酬	45,791	—	—	—
未収運用受託報酬	63	—	—	—
未収その他報酬	317	—	—	—
投資有価証券 (その他有価証券)				
国債	—	10,000	—	—
合計	71,137	10,000		—

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度 (平成24年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	10,563	10,089	474
	(3) その他	—	—	—
	小計	10,563	10,089	474
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	26,870	26,897	△26
	(2) 債券	16,664	20,637	△3,972
	(3) その他	933	1,005	△72
	小計	44,468	48,539	△4,071
計		55,031	58,628	△3,597

当事業年度 (平成25年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	10,625	10,089	536
	(3) その他	970	862	107
	小計	11,595	10,951	643
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	22,821	26,897	△4,075
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	22,821	26,897	△4,075
計		34,416	37,848	△3,432

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	75	75	—
(2) 債券	55,133	258	2,729
(3) その他	24,334	388	724
計	79,543	722	3,453

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	9,415	-	2,222
(3) その他	-	-	-
計	9,415	-	2,222

3. 時価評価されていない有価証券の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
関係会社株式		
子会社株式	1,881	14
合計	1,881	14

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。当事業年度末において、子会社株式を1,867千円減損処理しております。

（税効果会計関係）

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産	繰延税金資産
	賞与引当金 475	賞与引当金 1,900
	未払事業税 269	未払事業税 643
	関係会社株式評価損 1,299	関係会社株式評価損 2,095
	投資有価証券評価差額金 1,282	未払費用 876
	繰越欠損金 180,389	投資有価証券評価差額金 1,223
	繰延税金資産小計 183,715	繰越欠損金 166,349
	評価性引当額 <u>△183,715</u>	その他 <u>63</u>
	繰延税金資産合計 -	繰延税金資産小計 173,152
	繰延税金負債	評価性引当額 <u>△173,152</u>
	遡及適用による投資有価証券調整額 <u>561</u>	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債合計 <u>561</u>	繰延税金負債 <u>-</u>	
繰延税金負債純額 <u>561</u>	繰延税金負債合計 <u>-</u>	
	繰延税金負債純額 <u>-</u>	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当	税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。	法定実効税率 38.0%
		(調整) 交際費等永久に損金に算入される項目 1.0

項目	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
該差異の原因となった 主要な項目別の内訳		住民税均等割 0.9 評価性引当額の減少額 △33.5 その他 2.0 税効果会計適用後の法人 税等の負担率 8.4

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ドラゴン・キャピタル・ ベトナムファンド	227,329	投資運用業

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	207,764	投資運用業

(注) ドラゴン・キャピタル・ベトナムファンドは、平成24年11月1日にCAMベトナムファンドに名称を変更しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル・ハートナー 証券㈱	東京都 中央区	2,850	金融商 品取扱 会社	(被所有) 直接 84.6	業務受託	証券代行 手数料の支払 (注1)	70,731	未払代行 手数料	6,403
							投資有価証券 の購入 (注2)	53,397	-	-
							投資有価証券 の売却 (注2) 売却代金 売却益 売却損	55,133 258 2,729	-	-
							現先取引 (注3) 期中平均残高 利息の受取額	9,903 1,034	短期貸付金 未収収益	- -

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・パートナーズ証券㈱	東京都中央区	2,950	金融商品取扱会社	(被所有)直接79.3	業務受託	証券代 手数料の支払 (注1)	71,482	未払代 手数料	12,214
							投資有価証券 の売却 (注2) 売却代金 売却損	9,415 2,222	-	-
							経営指導料 (注4)	9,500	未払金	3,675
							不動産賃借 敷金支払 (注5)	10,003 5,920	未払金 敷金	3,711 5,848

取引金額には消費税等は含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

(注2) 投資有価証券の売買取引は、提示された時価を検討して行っております。

(注3) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案し決定しております。

(注4) 提供を受ける業務内容に基づき、交渉のうえ価格等を決定しております。

(注5) 使用面積割合等に基づき、価格等の取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル・パートナーズ・ホールディングス株式会社(非上場)

キャピタル・パートナーズ証券株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	△5,930円54銭	△3,070円52銭
1株当たり当期純利益又は 損失(△)	△1,089円05銭	2,841円02銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額については、潜在株式が存 在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額については、潜在株式が存 在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

(単位：千円)

項目	前事業年度 平成24年3月31日	当事業年度 平成25年3月31日
貸借対照表の純資産の部の合計額	52,374	81,271
普通株式以外に帰属する純資産合計額	104,000	108,000
優先株式の払込出資額	80,000	80,000
優先株式の累積要配当額（平成22年3月分）	16,000	16,000
優先株式の累積要配当額（平成23年3月分）	4,000	4,000
優先株式の累積要配当額（平成24年3月分）	4,000	4,000
優先株式の累積要配当額（平成25年3月分）	-	4,000
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	△51,625	△26,728
普通株式の当事業年度末株式数(株)	8,705	8,705

(注2) 1株当たり当期純利益又は損失の算定上の基礎

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は損失(△)	△5,480	28,731
普通株式以外に帰属する純利益	4,000	4,000
普通株式に係る当期純利益又は損失(△)	△9,480	24,731
普通株式の当期平均株式数(株)	8,705	8,705

独立監査人の中間監査報告書

平成 25 年 12 月 24 日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

官 村 和 哉 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 11 期事業年度の中間会計期間（平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成 25 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【中間財務諸表等】

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金及び預金			44,999
2 未収委託者報酬			48,935
3 未収収益			3,286
4 立替金			13,383
5 前払費用			2,047
6 その他			0
流動資産合計			112,654
II 固定資産			
1 有形固定資産	※1		5,398
(1) 建物		3,093	
(2) 器具備品		2,304	
2 無形固定資産			16,798
(1) 電話加入権		52	
(2) ソフトウェア		16,745	
3 投資その他の資産			333,898
(1) 投資有価証券	※2	243,926	
(2) 敷金		5,776	
(3) 供託金	※3	84,194	
固定資産合計			356,094
資産合計			468,749

		当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		
(負債の部)				
I 流動負債	※4			
1 未払金			92,649	
2 未払費用			23,480	
3 未払法人税等			25,793	
4 賞与引当金			2,000	
5 預り金			2,235	
6 その他			17,660	
流動負債合計			163,819	
II 固定負債				
1 繰延税金負債			544	
固定負債合計			544	
負債合計			164,364	
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金		280,000		
2 資本剰余金		55,251		
(1) 資本準備金		55,251		
3 利益剰余金		△31,850		
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△31,850		
株主資本合計		303,401		
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		983		
評価・換算差額等合計		983		
純資産合計		304,384		
負債及び純資産合計		468,749		

(2) 【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
I 営業収益			
1 委託者報酬			886,246
2 運用受託報酬			2,910
3 商品投資顧問料			571
4 その他営業収益			120
営業収益合計			889,848
II 営業費用			
1 支払手数料			240,921
2 広告宣伝費			43
3 調査費			21,902
4 委託計算費			39,706
5 営業雑経費			4,330
(1) 通信費		1,207	
(2) 協会費		1,014	
(3) 印刷費		2,108	
営業費用合計			306,904
III 一般管理費			
1 給料			38,678
(1) 役員報酬		12,630	
(2) 給料・手当		21,863	
(3) 賞与		1,550	
(4) 賞与引当金繰入額		2,000	
(5) 法定福利費		635	
2 旅費交通費			687
3 租税公課			2,643
4 不動産賃借料			6,105
5 減価償却費	※1		3,579
6 業務委託費			182,021
7 その他一般管理費			19,614
一般管理費合計			253,329
営業利益			329,614

		当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
IV 営業外収益			
1 受取利息			2
2 受取配当金			217
3 有価証券利息			70
4 雑収入			10
営業外収益合計			301
V 営業外費用			
1 雑損失			74
営業外費用合計			74
経常利益			329,841
VI 特別損失			
1 投資有価証券売却損			245
2 その他			3
特別損失合計			248
税引前中間純利益			329,593
法人税、住民税及び事業税			22,895
中間純利益			306,698

【注記事項】

(重要な会計方針)

項目	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く。) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4年～5年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く。) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(追加情報)

自己株式の取得および消却

当社は、平成25年8月20日開催の臨時優先株主総会および臨時株主総会において優先株式の全部取得条項追加の定款変更を決議し、平成25年8月22日の臨時株主総会の決議に基づき平成25年9月24日に優先株式 1,600株(88,000千円)を取得しております。なお、自己株式取得に当たり平成25年8月22日の臨時株主総会の決議に基づき資本準備金20,000千円をその他資本剰余金へ振替えております。また、平成25年9月25日開催の取締役会決議に基づき同日付で自己株式をすべて消却した結果、その他資本剰余金が22,672千円、繰越利益剰余金が65,327千円、自己株式が88,000千円減少しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	456千円
器具備品	8,617千円
※2. 投資有価証券のうち、国債10,529千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。	
※3. ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー	

ー・リミテッド社の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります（5. 偶発債務の注記参照）。

※4. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

5. 偶発債務

(係争事件)

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による、総額370,410千円（遅延利息を含む）の報酬支払履行の訴訟（訴状日付け平成25年3月29日）が、東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
※1. 減価償却費の内容は次の通りであります。	
有形固定資産減価償却費額	768千円
無形固定資産減価償却費額	2,811千円

(金融商品関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	44,999	44,999	—
(2) 未収委託者報酬	48,935	48,935	—
(3) 未収収益	3,286	3,286	—
(4) 立替金	13,383	13,383	—
(5) 投資有価証券	243,926	243,926	—
(6) 敷金	5,776	5,175	△601

資産計	360,308	359,707	△601
(7) 未払金	92,649	92,649	—
(8) 未払費用	23,480	23,480	—
(9) 未払法人税等	25,793	25,793	—
(10) 預り金	2,235	2,235	—
負債計	144,158	144,158	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 立替金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額、その他は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等、(10) 預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

供託金（中間貸借対照表計上額 84,194千円）については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあり得ます。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	10,529	10,089	440
	(3) その他	92,517	85,814	6,702
	小計	103,047	95,903	7,143
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	23,655	26,897	△3,241
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	117,223	119,597	△2,373
	小計	140,879	146,494	△5,614
合計		243,926	242,398	1,528

(注) 減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資運用業	商品投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	889,157	571	120	889,848

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類

CAM ベトナムファンド	779,073	投資運用業
--------------	---------	-------

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	34,966円68銭
1株当たり当中間会計期間純利益	35,232円39銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

1. 1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	304,384
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	304,384
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	8,705

2. 1株当たり当中間会計期間純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	306,698
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	—
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	306,698
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	8,705

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

① 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

(係争事件)

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社(以下、助言会社)による、総額370,410千円(遅延利息を含む)の報酬支払履行の訴訟(訴状日付け平成25年3月29日)が、東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。

助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

追加型証券投資信託

ヒューミント・エジプト株式オープン

約 款

平成 24 年 4 月 1 日現在

【ヒューミント・エジプト株式オープン】 運用の基本方針

信託約款第 17 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（外国投資法人の投資証券および証券投資信託の受益証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国投資法人「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント」の円建投資証券への投資を通じて、エジプトの証券取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。）に実質的な投資を行います。また、一部、証券投資信託であるヒューミント・日本債券マザーファンドの投資信託受益証券に投資します。
- ② 資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合や、この投資信託の投資目的が達成されない場合があります。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において、一部解約金等の支払資金に不足が生じるときは、資金の借入れを行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 収益分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用は、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行うことを基本とします。

追加型証券投資信託
【ヒューミント・エジプト株式オープン】
約 款

【信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号（以下「信託法」といいます。））の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託金の限度額】

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項および同条第2項、第40条第1項、第41条第1項ならびに第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込の勧誘の種類】

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については500億口を上限として、

追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第19条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の変化する受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合、または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、委託者がやむを得ない事情がある場合に発行する受益証券は記名式のみを発行し、無記名式受益証券は発行しません。また、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口

座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第11条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割された受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円とします。）に、3.15%（税抜3.0%）以内で委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、収益分配金の再投資に係る場合の受益権の価額は第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者の指定する販売会社はエジプトの証券取引所の休業日、エジプト、アイルラ

ンドおよびニューヨークの銀行休業日には、第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。

- ⑦ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みを取り消すことができるものとします。ただし、取得申込者がその取得申込を撤回しない場合には、第3項の規定にかかわらず当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱います。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替先口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律

第2条第1項の規定によるものをいいます。以下同じ。)

- (1) 有価証券
- (2) 金銭債権
- (3) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (1) 為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第15条 委託者は、信託金を、主として外国投資法人「コンコード・エジプトグロースファンド・フォー・ヒューミント」の円建投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）およびキャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「ヒューミント・日本債券マザーファンド」の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）（両者を併せ、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号から第4号までの証券または証書および第6号の証券または証書のうち第1号から第4号までの証券または証書の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買現先取引（売戻条件付買入れ）および債券貸借取引（現金担保付借入れ）に限り行うことができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

【利害関係人等との取引等】

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第19条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委託等】

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【投資信託証券の登録の管理】

第21条 信託財産に属する外国投資信託の受益証券については、受託者名義で当該外国投資信託の受益証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託の受益証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

【混蔵寄託】

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のため委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

【再投資の指図】

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

【資金の借入れ】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当にあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当にあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当のための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者の協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第29条 この信託の計算期間は、毎年3月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成20年3月21日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に規定する信託終了の日とします。

【信託財産に関する報告等】

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益

者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

- ⑤ この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査費用】

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に規定する信託財産に係る監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 0.5 の率を乗じて計算し、第 32 条第 2 項に規定する信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 前項の監査費用に係る消費税等に相当する金額を、第 32 条第 2 項に規定する信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利、その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払に際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の145の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月終了日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払は、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【信託契約の一部解約】

第37条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の

口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、エジプトの証券取引所の休業日、エジプト、アイルランドおよびニューヨークの銀行休業日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

【信託契約の解約】

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資法人が、その信託を終了することになる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日および信託契約の解約

の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱】

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱】

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱】

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対者の買取請求権】

第45条 第39条に規定する信託契約の解約、または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第39条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

【公 告】

第46条 委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。<http://www.capital-am.co.jp/>

- ② 前項の規定にかかわらず、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱】

第47条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により、その取扱いを定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年12月18日

委託者 東京都中央区日本橋茅場町三丁目7番2号
ヒューミント投資顧問株式会社

受託者 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

ヒューミント・日本債券マザーファンド

約 款

平成 24 年 4 月 1 日現在

【ヒューミント・日本債券マザーファンド】 運用の基本方針

信託約款第 14 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の公社債に投資することにより、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の公社債を主要投資対象とし、原則として **BBB** 格相当（格付けは原則として、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチレーティングス社、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。）以上の格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。
- ② マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、ポートフォリオのデュレーションと満期構成を決定し、アクティブ運用を行います。
- ③ 銘柄選択として、公社債の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。公社債等においては、ファンドマネージャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。
- ④ 公社債への組入比率は、原則として高位を維持します。なお、資金動向、市況動向によっては実質公社債組入比率の調整を機動的に行います。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことがあります。
- ⑥ 大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への投資は、信託財産純資産総額の10%以下とします。
- ④ 有価証券先物取引等は、信託約款第16条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引の範囲は、信託約款第17条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引の範囲は、信託約款第18条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

この投資信託は、収益分配を行いません。

親投資信託
【ヒューミント・日本債券マザーファンド】
約 款

【信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託】

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号（以下「信託法」といいます。））の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託金の限度額】

- 第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第36条第1項および第2項、第39条第1項、第40条第1項ならびに第42条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

- 第4条 この信託に係る受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条および第44条において同じ。）の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするキャピタル アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得たものとし、）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

【受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出】

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしていなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をしたときにおいて、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段

の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の規定によるものをいいます。以下同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
7. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
8. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融

商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

9. コマーシャル・ペーパー
 10. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの。
 11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 12. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 16. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 18. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号から第5号までの証券および第10号の証券または証書のうち、第1号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第12号に記載する証券のうち投資法人債券を、以下「公社債」といい、第11号および第12号（ただし投資法人債券を除きます。）の証券を、以下「投資信託証券」といいます。
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条から第21条まで、第25条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条から第21条まで、第25条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下、同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を除いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における、これらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 10%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 10%を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

【金利先渡取引の運用指図・目的・範囲】

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【公社債の貸付けの指図および範囲】

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図・目的・範囲】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債または第21条の規定により借入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内において行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内において行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【信託業務の委託等】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲

げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者の協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎年2月21日から翌年2月20日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日より平成20年2月20日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に規定する信託終了の日とします。

【信託財産に関する報告等】

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報、その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利、その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払に際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

【信託報酬】

第32条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第33条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第34条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては、解約差金として処理します。

【信託の一部解約】

第35条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもつて行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規

定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責】

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第38条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱】

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱】

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱】

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対者の買取請求権】

第44条 第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取り請求権の内容および買取り請求の手續きに関する事項は、第36条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

【運用報告書】

第45条 委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に

定める運用報告書の交付を行いません。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第46条 委託者は、この信託について受益者に対し、利益相反のおそれがある取引を行った場合における投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面の交付を行いません。

【公 告】

第47条 委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。<http://www.capital-am.co.jp/>

② 前項の規定にかかわらず、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱】

第48条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により、その取扱いを定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年12月18日

委託者 東京都中央区日本橋茅場町三丁目7番2号
ヒューミント投資顧問株式会社

受託者 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

【附則第1条】

約款第18条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。